

## 平成16年度実施細目(案)に対して寄せられた意見の概要とそれに対する考え方

## 1 平成16年度の分析対象

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
2		<p>MCAの影響も分析すべきである</p> <p>MCAは、移動体通信の中では歴史も古く携帯電話と同じ周波数帯に多くの周波数割当を受けています。800MHz帯の再編成においてもデジタル化を理由に周波数を占有する可能性が高いこと、及び飛躍的に進化した携帯電話への機能代替の可能性を勘案して同システム間の競争評価だけでなく、異システム間の影響評価を行うべきであると考えます。また、本評価の項目に加えて、電波の使用状況等を明らかにすることにより、今後どの様に扱うべきかを無線周波数有効利用の観点から評価すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>競争評価は、電気通信事業分野の競争状況を分析、評価を行うとするものであり、周波数の割当や有効利用に関する評価を行うものではありません。</p>
2		<p><u>競争分析対象市場について</u></p> <p>本文中、平成16年度の分析対象および分析目的として</p> <p>IPは上位・下位のレーヤのイノベーションを加速してきており、音声/データ/映像、無線/有線、ナローバンド/ブロードバンドの従来の区分が変化し、サービス需要に大きな影響を及ぼす。</p> <p>また、インターネットはPCを端末に発展してきたが、これからはPC以外の端末利用が拡大する。</p> <p>これからのサービス融合が端末のみならずネットワーク構築にも影響を与えると予想されることから、ブロードバンド、携帯電話、および、IP電話の三つのサービスの今後の関係につき、公正レビューの観点から注目する。</p> <p>等の主旨が記載されております。</p> <p>この記載は、これからのサービス・システム・事業構造の発展の方向性/競争市場の変化を的確に明示されているものと存じます。</p> <p>多くの事業者は上述の市場環境を踏まえて、垂直・分業型のビジネスモデルとして、我国のIT社会の発展に欠かせない取り組みとして、事業活動を展開しており、この点をご認識の通りのことと存じます。</p>	<p>御意見を踏まえ、分析を進めます。</p>

2	(3)	<p style="text-align: center;">【日本電気株式会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の市場分析対象として携帯電話が取り上げられたことは歓迎いたします。携帯電話市場は現在、次の点で競争が機能していない可能性があるのではないかと考えております。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ シェア No. 1 の N T T ドコモが 1 兆円を超える利益を挙げていることから、料金が十分に下がっていないこと（事業者が超過利益を得ている可能性がある）</li> <li>➢ パケット通信料金は定額制が導入されたが、固定のデータ通信と比較するとかなり高い水準にあること</li> <li>➢ 学割や家族割などにより、通話料において世代間に不公平が生じていること</li> <li>➢ 高機能な端末をコスト以下で提供し、インセンティブで補填する構造が固定化し、通話料金の高止まりや不公平感が生じていること</li> <li>➢ 端末を含めたネットワークがオープンになっていないために、携帯事業者の支配力が強くコンテンツ市場の健全な発達が阻害されている可能性があること。</li> <li>➢ 携帯市場、地域通信市場、マイライン市場などの隣接市場を含めた N T T グループの支配力が競争に影響を及ぼしている可能性があること</li> </ul> </li> <li>・ また、携帯電話市場は、新規参入がない時期が長く続いています。弊社は、A D S L が爆発的に普及したような競争環境をとりいれ携帯電話市場を活性化することが必要であると考えています。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>御意見で示された事実関係や認識の是非については、平成 1 6 年度競争評価の中で十分に議論をしていきたいと考えます。ただし、問題点の指標が抽象的であるため、議論が深まらない点を危惧します。例えば、御意見の「固定のデータ通信と比較するとかなり高い水準にある」のであればそれはどのような客観的事実を指摘されているのかなどを示す具体的なデータ提出を期待します。</p>
2	(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ I P 電話市場を競争評価の分析対象として選択したことについては、このサービスの市場構造やマーケットデータ等が明らかになるという意味では、非常に興味深く、また歓迎すべき点ではありますが、一方ではまだまだ未熟な市場であるため以下の点で評価を行うことは困難であるとの懸念があります。従って、評価結果を政策への反映を行うには、時期尚早な段階であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ I P 電話のサービス及びネットワーク形態は多種多様であるのが現状です。例えば現在最も普及しているのは A D S L モデムに I P 電話機能及び 0 5 0 番号を付与した形態のものですが、その他にも中継のみの I P 電話サービスや、N T T 東西の集合住宅向け「ひかり電話」のように従来の加入電話に置き変わる新たなサービスも実際に提供されています。また日本テレコムが提供する「おとく電話」のようにレガシーな技術を使いつつも、I P 電話と明らかに競合するサービスもあり、現時点で市場画定を行うことは極めて困</li> </ul> </li> </ul>	<p>I P 電話にまだ未熟な側面のあることには同意します。他方で、I P 電話をめぐる様々な政策課題が今後次々に浮上する可能性があり、政策判断の材料にできるだけ客観的な事実関係を供給するという競争評価の目的に照らすなら、I P 電話の現状と展望を把握し競争状況を分析、評価する努力は現段階で必要と考えます。I P 電話に関しては、過去のデータの蓄積が十分でないと考えていますが、ネットワークやサービス供給の構造については現段階でも分析が可能と考えています。</p>

		<p>難であります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ I P電話の料金は多様であり且つ今後も流動的であり、分析してもすぐに形骸化する可能性があります</li> <li>・ 従いまして、I P電話など激動する市場については、市場画定は厳密にすべきではなく、データを毎年情報収集し、サービスごとのシェアをモニターする程度でよいと考えます。I P電話に関してその競争状況を評価の対象とすることは、現時点で非常にリスクが大きいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	
2	(4)	<p>&lt;原文&gt; P2・1(4)『また、主にブロードバンド回線を利用したインターネット接続サービスと一体的に提供されているサービスに「I P電話」がある。I P電話は、例えば、法人利用では社内の内線電話への導入が進んでいる。携帯電話とのサービス融合は、端末のみならずネットワーク構築にも影響を与えると予想されることから、<b>ブロードバンド、携帯電話及びI P電話の三つのサービスの今後の関係に注目する。</b>』</p> <p>今年度分析対象として「I P電話」が挙げられていますが、基本方針に示された分析対象の中に、I P電話は含まれていません。分析対象のいずれに該当するのか、明示すべきと考えます。</p> <p>また、分析対象とされているもののうちの一つである「固定電話」との関係や、「I P電話」の定義等についての十分な議論を経ずに、「I P電話」を独立した分析対象とすることは、その検討過程が不明確であるため問題であると考えます。</p> <p>別途開催するとされている研究会の開催経緯等も含め、「I P電話」が今回の競争評価においてどのような位置付けにあるのか、ご説明いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>基本方針にも示すとおり、四つの領域は分析の目安となる領域であって、対象を排他的に決めるものではありません。I P電話は、主にブロードバンド回線を利用したインターネット接続サービスと一体的に提供されることが多く、ブロードバンド回線を利用したインターネット接続サービスの分析の延長線上で両者の関係等を分析する予定です。平成16年度の競争評価では、領域を特定することが困難な「I P電話」について、まずネットワークやサービス供給の構造を分析するため「I P電話のネットワーク/サービス供給に関する研究会」を開催します。なお、I P電話の分析に当たり、「固定電話領域」にあるサービスも加えて分析することもあるかもしれません。これは平成15年度競争評価において、「インターネット接続領域」を対象領域として分析を開始したものの、「企業内ネットワーク領域」の分析、評価も併せて実施したことに通じます。基本方針にも示すように競争評価開始後3年のうちに電気通信事業分野の競争評価を主要なところは一通り終えることを目標としており、I P電話市場を今年取り上げるのもそうした流れの中でのことです。</p>

## 2 平成16年度の情報収集

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・どのような目的のために、これらのデータを収集する必要があるのかが不明確です。</li> <li>・初期段階におけるデータ収集は、日本の移動体通信市場の競争を総体的に示した主要指標を主眼とすべきです。それらは、価格、成長、技術革新及び収益率です。こうしたアプローチにより、ハイレベルでの競争上の問題を特定することが可能です。その後、特定の問題に関して、よりフォーカスした詳細な分析を行うことが可能となります。</li> <li>・弊社は、実施細目(案)で要請されている情報の多くが、日本の移動体通信業界の競争状況の評価にあたり関連しない項目であると考えます。一例として、基地局、ネットワーク構成及びネットワーク構築の方法等の技術的情報があります。</li> <li>・また、総務省殿が要請されるデータの内、経営情報に該当するものなどについては、データの提出及び公表の可否について、事業者の要望を十分に考慮していただきたいと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>事業者に提出を求める情報については、その理由を実施細目で示しています。また、御意見の「価格、成長、技術革新及び収益率」という指標を用いて競争状況を評価すべきという点については、基本的には賛同しますので、具体的な指標の提案とデータ提出を歓迎します。ネットワークの構築方法等の情報については、サービスベースの競争の背景にある事業者間取引の実態を把握するためにも必要であると考えます。収集情報を原則公表とするのは、行政の政策立案を国民が理解し、あるいは批判するためには根拠とデータの共有が不可欠だからであって、貴社が基本方針案に対する意見として「規制の失敗という高いリスク」を主張されるのであれば、なおさらその公表は不可欠です。なお、経営情報の取扱いについて配慮することは、かねてからの説明のとおりです。ただし、このことは情報公表という一般原則を覆すものではないと考えます。個別に問題あるものについて公表を差し控え、その理由を行政がしっかりと国民に説明するというのが望ましいスタンスと考えています。</p>
<b>2 - 2 - 1 個人の利用動向調査</b>			
4	(2)	<p>Web アンケート結果の分析には考慮が必要 &lt;原文&gt; P4・2-2-1(2) 『IP電話と公衆無線LANについては、その利用者は現在のところほとんどがインターネット利用者であると想定されるので、Webアンケートを用いて情報を収集する。Webアンケートは、<u>所期のサンプル構成に従って所期の有効回答者数を確保して実施する方法として優れている。</u>』 P49・欄外注『10 Web アンケートは、<u>他のアンケート方法に比べ所定のサンプル構成に従って所定の有効回答者数を比較的短期間で確保することが容易という長所</u></p>	<p>アンケート分析に当たってはWebアンケートの特性に十分注意をして行うべきであるという点に賛同しますが、実施細目P4(2)やP49欄外注は、Webアンケートを用いる理由を示した箇所です。IP電話と公衆無線LANについて用いているWebアンケートは、携帯電話ではサンプルの偏りが大きいと判断してそもそも用いていません。</p>

		<p>がある。』</p> <p>WebアンケートにはサンプルがWeb閲覧に習熟している利用者層に偏るという短所があります。長所だけでなく、短所についても明記し、アンケート結果の分析時にはこの点に十分注意して取り扱うべきものと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社】</p>	
<b>2 - 3 - 2 事業者からの収集方法</b>			
6	(1)	<p>供給者（事業者）側からの情報収集方法（6ページ）については、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めないこととしているので、上記の報告情報を細分化した情報あるいはより詳細な事項についての提出を求めることは、中規模以下の事業者にとっては大きな作業負担となる場合もあるので、できる限り行わないようあらためて要望いたします。</p> <p>上記に関連して、隣接市場の情報は必要に応じて収集するとしていますが、収集する隣接市場の設定ならびにその関連情報の収集に際しては、その分析・評価が市場画定をするうえで必要不可欠であることが明白なものに限ることとし、最大限、事業者側の負担を招かないよう配慮を要望いたします。</p> <p>【社団法人テレコムサービス協会 政策委員会】</p>	<p>事業者の「作業負担」にも配慮しつつ、情報収集を実施していきたいと考えますが、競争評価の実施のためには、事業者が保有している情報の収集は不可欠です。この点については御理解をいただきたいと考えます。</p>
6	(3)	<p>&lt;原文&gt; P6・2-3-2(3)『公表については、収集情報の全てを対象とすることを原則とするが、公表になじまない合理的理由がある場合には適宜対処する。』</p> <p>電気通信事業報告規則によって収集された個々の情報についても原則公開とはなっていないこと、及びIR等との関係から、当社コメントへの御省の回答「情報を提出する側にIR（Investor Relations）などとの関係から省令化等が望ましいという意見があれば対処する。」（平成16年6月28日）にもあることから、収集情報の全てを原則公開ということではなく、公開が各事業者横並びに必要な場合には、省令化による対処をご検討願いたい。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>なお、法令化すれば事業者の義務が明確化する反面、常時しかも一律に適用になる傾向があるため個々の事情等に配慮した対応が難しくなりま</p>

			<p>す。</p> <p>もっとも、報告規則の第9条の規定はそもそも公表する情報を集計情報に限る趣旨を規定したものではありません。せめて集計結果は定期的に公表することを政府に義務づける規定です。その意味で、現行の報告規則を改正して個々の情報を原則公表する義務を政府に課すことまでは必要とは考えていません。IRとの関係では、自主的な提出ではなく法令に基づく提出である限り、その情報の公表は行政側の責任であって問題になることはないと思料します。もちろん、実際の公表は公表による公益と情報を秘密とすることによる企業の利益とのバランスに十分配慮しながら進める必要があるので、仮に公表する場合にもその取扱いについては関係する事業者と相談をしながら進めます。</p>
6	(3)	<p>&lt;原文&gt; P6・2-3-2(3)『<u>なお、公表については、収集情報の全てを対象とすることを原則とするが、公表になじまない合理的理由がある場合には適宜対処する。個別具体的には本実施細目(案)に寄せられる意見等を踏まえて対応を決定する。』</u></p> <p>&lt;修正案&gt; (3)『<u>なお、事業者から直接収集する情報については、原則として、非公表とする。公表が必要と考えられる情報については、事前に関係事業者に対し公表方法等を照会し、意見を十分に斟酌する。その上で、保護を要する情報については、集計、加工するなど取扱いに配慮する。個別具体的には本実施細目(案)に寄せられる意見等を踏まえて対応を決定する。』</u></p> <p>&lt;理由&gt; 事業者から提出するデータは、事業戦略上重要なものが多数であり、その取扱いにあたっては十分慎重な取扱いが必要なものです。したがって、これらデータの個別事業者毎の公表に関しては、原則非公表とし、公表を予定するものについては行政がその理由を明確にした上で関係事業者に照会を行い、事業者の同意の得られた</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目(案)を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p>

		<p>ものみを公表する方法をとるべきと考えます。また、当然に目的外の利用がなされないことも明記すべきと考えます。</p> <p>なお、競争評価に際し、電気通信事業報告規則を用いることとされていますが、事業者から二重の報告を避ける観点から好ましい方法と考えますが、当該規則に基づき報告する各種データについても、事業者の事業戦略上重要なものが多数であり、その取扱いについても十分慎重であるべきと考えます。電気通信事業報告規則第9条（集計結果の公表）において「総務大臣は、第二条及び前条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。」と規定されていますが、当該規定は、個別事業者毎の数値を公表することまでを規定するものではなく、報告規則に基づく数値について原則公表とすることは、報告規則の規定の範囲を超えるものと考えられます。</p> <p>競争評価に電気通信事業報告規則に基づいて提出するデータを用いる際には、競争評価に用いる範囲を具体的に明らかにし、そのうち個別事業者毎のデータ公表を予定するものに関しては、電気通信事業報告規則上個別事業者のデータを公表することを規定していないことを前提に、行政が公表すべき理由を明確にした上で関係事業者に照会を行い、事業者の同意の得られたもののみを公表する方法をとるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	
6	(3)	<p>&lt;原文&gt; P6・2-3-2(3)『なお、<b>公表については、収集情報の全てを対象とすることを原則とする</b>が、公表になじまない合理的理由がある場合には適宜対処する。個別具体的には本実施細目（案）に寄せられる意見等を踏まえて対応を決定する。』</p> <p>当社は競争評価のためには積極的に情報の提出を行う所存ですが、全てを公表できるとは限りません。したがって、「公表して」の部分は削除すべきと考えます。また、原則公表と変更するに至った検討過程をご説明いただきたいと考えます。</p> <p>そもそも、「法令に基づく義務化」の是非以前に、現在事業者に求めている情報の全てが真に提出必要なのかについて疑問の余地があり、その上「公表が欠かせない」とする点は、事業戦略上の情報の取扱いに対する配慮に欠けているものと考えます。競争環境下に置かれている事業者にとっては、事業戦略上の情報は守られるべきであり、競争評価という政策上の必要性との折り合いについて十分な整理が必要と考えます。</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>また、各情報の提出を求める理由については、実施細目別添2で示したとおりです。</p>

	仮に情報を公開するのであれば、現在事業者に求めている各情報につき、提出 / 公表を必要とする理由を事前に実施細目に明記することが必須と考えます。 【KDDI株式会社】	
--	--	--

### 3 意見公募と議論公開

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>意見公募と議論公開は、市場データの情報開示とともに、競争をとりまく環境について理解を深めるとてもいい機会であり、今後も引き続き行っていただけますよう強く要望いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>平成15年度や平成16年度における実践の成果や社会的な評価を踏まえる必要があると考えますが、基本的なスタンスは基本方針2-3に示すとおりです。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>弊社は、競争評価プロセスの以下の主要な段階で、パブリックコメントの機会が現在予定されていないことに対し懸念を抱いています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>移動体通信市場全体における競争の主要指標の検討</li> <li>より詳細な分析のベースとなる、共通認識化された問題の特定</li> <li>市場画定</li> <li>データ分析及び定義された各市場の初期評価</li> </ul> </li> <li>また、英国の事例のように、それぞれのパブリックコメントは、初回の意見募集とその意見募集の際に寄せられた意見に対する再意見募集の2段階で行われるべきです。</li> <li>また、カンファレンス、シンポジウムに関しても、少なくとも昨年と同様の回数もしくはそれ以上の回数で開催されるべきと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>我が国の競争評価は、各年度ごとに対象領域を決めて、限られた期間内に、可能な限り具体的に競争状況を分析、評価するものです。その過程では、意見募集、カンファレンス、シンポジウム等様々な機会を通じて、関係者からの意見を聴き、議論を行いたいと考えており、各事業者の意見表明等は歓迎します。</p> <p>しかし、我が国の競争評価は、英国における競争レビューのように政策変更等を決めるものでなく、御指摘のように英国の事例と比較するのであれば、政策変更に至るまでのプロセスで対比する必要があり、日本の手続きが不十分との御指摘は正鵠を得ていません。</p> <p>意見募集にしろ公開議論にしろ、分析の立場からすれば質が重要なので、情報公表や社会的合意形成を一段実り多いものとする御提案であれば、これらのプロセスは行政当局だけでなく関係事業者の主体的参画を必要とするものであるため、一層の御協力をお願いします。</p>
7	(1)	<原文>	意見募集については、「意見すべき事項を指定



	<p>P 7・3(1)『<b>競争評価は、事実関係に関する関係者の認識の共有が目的の一つ</b>なので、少なくとも次のものは意見公募を行う。</p> <p><b>基本方針改正(案)</b>  <b>平成16年度実施細目(案)</b>  <b>評価結果(案)』</b></p> <p>意見募集の趣旨は、広く一般から意見を聞くことにより十分に議論を深め、行政の透明性・公平性を高めることと理解しております。</p> <p>その意義を失うことのないよう、意見募集にあたっては、意見すべき事項を指定せず、また相応の募集期間を設けた上で、提出された意見を十分に考慮して検討を行い、結論を出されますよう要望致します。</p> <p>上記の観点から、裁量の余地が大きいと考えられる市場画定の段階においても意見募集を実施すべきであり、その旨を基本方針及び実施細目に明記すべきと考えます。</p> <p>なお、「事実関係」に限らず、競争評価を進める上での考え方等を含めた、包括的な認識の共有を目的とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>せず、また相応の募集期間を設けた上で、提出された意見を十分に考慮して検討を行い、結論を出しています。とりわけ今回の意見募集では、単に基本方針(案)や実施細目(案)に対する意見に限らず、総務省が今後の論点と考える事項について関係する事業者を念頭にその意見を提出いただくようお願いしました。論点は事業者の主要関心事をかなり網羅しており、現に複数の事業者はこのような機会にデータを添えながら自社の主張を展開されています。このような双方向性こそ競争評価のプロセスにあってもっとも重視されるべき事項と考えます。市場画定に関しては、次の「4 市場の画定」に係る意見に対する「総務省の考え方」として示しています。</p>
--	--	--

#### 4 市場の画定

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
		<p>競争状況の評価にあたり、市場の画定は競争状況の分析結果を左右する重要な過程であります。電気通信事業分野では、先述したとおり、事業者間の激しい競争や技術革新に伴い、新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に行われております。</p> <p>このような市場においては、サービスの供給構造や事業者間相互の関係が変化を続け、その結果、利用者側にも多種多様な選択肢が用意されているなど市場構造が複雑化していること、競争状況が時々刻々と変化しており、収集したデータと実際の市場の間にはタイムラグが生じざるを得ないことなどから、その競争状況の評価にあたっての市場画定は非常に困難であると考えます。例えば、昨年度の分析・評価の対象であった「インターネット接続」においては、御省による市場画定の後にも、</p>	<p>基本方針で示したとおり、各市場を的確に分析、評価するためには、市場を画定することが必要であると考えます。特に、シェアや市場集中度等定量的な指標の算出は、市場の画定が欠かせず、御意見のように「市場全体について大括りに捉えたうえで、料金の低廉化やサービスの普及度等を総合的に勘案して競争状況の評価する」だけでは不十分であると考えます。</p> <p>なぜADSLとFTTHを別市場として分析するのかなどについては平成15年度の競争評</p>

	<p>FTTH の料金値下げ・サービスエリアの拡大や、ADSL の高速化等、ユーザのサービス選択にあたって大きな影響をもたらす事項について、事業者間・メディア間の激しい競争が行われているところです。</p> <p>したがって、競争状況を評価する際には、サービス区分を細分化せず、まずは市場全体について大括りに捉えたうえで、料金の低廉化やサービスの普及度等を総合的に勘案して競争状況を評価することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>価の中で詳述しました。そうした市場画定に対する反対意見であれば、具体的にどの点が誤りで、貴社の提案される方法によればどのような点がどう改善されるのかを示すことが生産的な意見交換となるように思います。競争評価が政策立案に反映されていく部分もあると考えられるので、そうしたもう一段の建設的議論を歓迎します。</p>
<b>4 - 1 「インターネット接続」領域の市場画定</b>		
9	<p>&lt;原文&gt; P 9・4 - 1 図 1 『最終利用者向けサービス市場と事業者間取引市場の関係（イメージ）（図省略）』</p> <p>学術的な定量的分析に基づいて画定された最終利用者向けサービス市場と較べ、事業者間取引市場については、画定の是非も含めて十分な議論や分析が行われていないことから、拙速に画定すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>「事業者間取引市場については、画定の是非も含めて十分な議論や分析が行われていない」という御意見については、事業者間取引市場の分析のために必要なデータのほとんどを事業者のみが有していて、その提供、公表を歓迎されていない点を併せて考慮いただく必要があります。</p>
<b>4 - 1 - 1 事業者間取引との関係</b>		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT東西の加入者線を利用するためには、NTTビルへのコロケーションが必要ですので、コロケーション設備についても不可欠設備であり、事業者間取引の重要な要素と考えます。コスト構造的には、コロケーション設備にかかる費用はNTT東西の加入者線や中継回線の接続料金と同じ程度の金額を支払っており、事業者間取引のほぼ半分を占めるほど影響が非常に大きいのです。</li> <li>・ NTT東西に支払うコロケーション費用については、平成15年度接続料金の答申で会計報告に記載することになりましたので、平成16年度からは情報開示されることにより、昨年度と比較しその影響度をより明確に分析することが可能と考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>御意見も参考にしながら、分析を進めたいと考えます。</p>
<b>4 - 3 「移動体通信」領域の市場画定</b>		
16	<p>電気通信事業分野の競争状況の評価に関する平成16年度実施細目（案）16頁の4 - 3「移動体通信」領域の市場画定において、通話以外にブラウザフォンによるパケット通信についてふれられていますが、カード型データ通信端末の利用についても市場画定を進める上で加味すべきものと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【ディーディーアイポケット株式会社】</p>	<p>「カード型データ通信端末の利用についても市場画定を進める上で加味すべき」という御意見に賛同します。ただ、どのようにすればカード型データ通信端末の利用に関するデータを収集し分析することができるのかを含め、「加味」の具体</p>

的提案を期待します。

#### 4 - 4 IP電話の分析のための市場画定

##### 4 - 4 - 1 「IP電話」分析の目的

17 (3) 固定電話の市場支配力の影響分析が必要

IP電話は固定電話と比較して技術的な内容は異なりますが、使い方が固定電話と同じであるため、ユーザは次の表に掲げるような様々な要素を考慮して、これらのサービス相互間での選択を行います。

(表1)050 IP電話、0AB-J IP電話及び0AB-J固定電話のサービス機能及びサービス内容比較表

機能、サービス	050 IP電話	0AB-J IP電話	0AB-J 固定電話
ユーザの使い方	従来の固定電話の使い方と変わらない	従来の固定電話の使い方と変わらない	
料金	全国一律のため、長距離分が割安	長距離分が固定電話より安い	市内はIP電話と競争可能。 長距離はIP電話より高い
番号体系	050番号を利用したくないユーザが多い。特に法人の抵抗が大きい	固定電話と同じ。	
サービス品質	やや品質が落ちる	固定電話と同等	安定性が定着している
電話サービス機能	固定電話と比較して提供できていないサービス機能が多少ある	固定電話と比較して提供できていないサービス機能が多少ある	サービス機能がIP電話より優れている
インターネット利用	ブロードバンドと一体型のためユーザ利便性が高い	ブロードバンドと一体型のためユーザ利便性が高い	ブロードバンドと比較して利便性が落ちる。
接続回線	ADSL	光	ISDN,アナログ

上記の表に掲げる比較項目のうち、050 IP電話と0AB-J IP電話の最も大きな違いは「番号体系」であり、世間一般に定着している0AB-J番号に対するユーザの指向性が高いことを各事業者は認識しています。050 IP電話はADSLやFTTHに付随する標準的なサービスに過ぎませんが、0AB-J IP電話は0AB-J固定電話の代替サービスであり

今後の分析に当たり参考にします。なお、IP電話については、「IP電話のネットワーク/サービス供給に関する研究会」で議論を進めます。IP電話のサービス供給に関して、インフラを持つ事業者と持たない事業者の差異などが明らかになるなど、IP電話に係る事業者間取引の構造が見えるように、また、IP電話を取り巻く競争状況が明らかになるよう努めます。

	<p>ます。そのため、OAB-J IP 電話の市場を考える時には、IP 電話相互間だけでなく、固定電話との関連性を比較し、より詳細な競争評価を行うことが重要であると考えます。</p> <p>また、接続回線等のインフラを提供する事業者が IP 電話を提供する場合は、インフラを持っていることによってインフラを持たない事業者よりも競争上優位な立場に立つことが懸念されます。特に、ブロードバンド回線のインフラの支配状況は、IP 電話の競争に大きく影響する可能性があると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク B B 株式会社】</p>	
--	---	--

## 5 競争状況の分析と評価

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
		<p>【デュープロセスの在り方】</p> <p>競争評価は、まず基本方針を策定し、それに基づき年度の実施細目を定め、これに沿って、情報収集、市場画定、競争状況の評価の順に進める旨、基本方針 (p.4) に明確に示されています。(下図参照)</p> <div data-bbox="488 815 1368 1077" data-label="Diagram"> <pre> graph LR     A[基本方針] --&gt; B[実施細目]     B --&gt; C(情報収集)     C --&gt; D(市場画定)     D --&gt; E(競争状況の分析)     E --&gt; F(評価結果の公表)     F --&gt; G[政策に反映]     subgraph DashedBox [ ]         C         D         E         F     end </pre> </div> <p>しかしながら、競争評価をこれより実施する段階(上図、 )にありながら、既に評価結果(上図 )を誘導していると解釈しうる表現が多く見られます。これは現段階では控えられるべきことであり、また、中立であるべき行政は、基本方針の内容に沿って忠実に競争評価を進めるべきです。したがって、以下について変更すべきと考えます。</p> <p>移動体通信</p> <p>ア 「高度に寡占的」(p.19) について、削除すべきと考えます。</p> <p>イ 「固定電話の料金低下に比べて料金が下方硬直的」(p.19) について、「料金推移の状況はどうか」と修正すべきと考えます。</p>	<p>実施細目(案)で示した論点は、議論を進めるに当たっての争点をあらかじめ明確にすることで事業者等がその論点に関し意見できるようにしたものであり、その認識の是非については、カンファレンスや研究会等の場で議論し、分析を進めます。例えば、分析の結果「高度寡占」でないかもし、固定電話の料金低下に比べて料金は下方硬直的でないかもし、だからこそ論点として示したのであって、示した論点が事実と反するのであればそれを事実をもって指摘していただきたく意見募集しました。今回は、これら論点について特に言及した事業者に参加を求め、平成16年10月15日にカンファレンスを開催し、活発な議論を行いました。今後できるだけ生産的な議論を進められるよう、工夫したいと思います。</p> <p>以上のような認識の上で、次のとおり対応します。</p> <p>ア .「高度に寡占的」というのは、一般的な認識だと思いますが、市場画定もしていない段階で</p>

	<p>ウ 「サービスレベルでの競争が日本ではなぜ限定的なのか」(p.20)について、「日本におけるサービスレベルでの競争の状況はどうか」と修正すべきと考えます。</p> <p>エ 「モバイルコンテンツビジネスは、常に携帯電話事業者の強い影響下に置かれてきた」「傘下で享受する利益が大きい分、傘下にいない事業者の不満につながっていた」(p.31)について、削除すべきと考えます。</p> <p>また、「携帯電話事業者は(略)必然的にC Pのビジネスモデルに干渉、影響する」(p.31)について、「携帯電話事業者は(略)C Pのビジネスモデルに影響する」と修正すべきと考えます。</p> <p>IP電話</p> <p>ア 「利用者からすれば代替性の高いサービスとみなされ、代替が進むのか」(p.22)について、「利用者からすれば代替性の高さはどの程度か」と修正すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>あえて言及する必要はありません。他の表現に修正します。</p> <p>イ.「下方硬直的」というのは、論点として挙げるのに不適切とは思いません。もっとも、言及の必然性もあまりありませんから、他の表現に修正します。</p> <p>ウ.サービスレベルが限定的であるということは分析するまでもない事実であると認識しています。まして中立かどうかとは関係ありません。この点について誤りがあるということであれば、今後の分析の中で反論してください。</p> <p>エ.今回はモバイルコンテンツビジネスの市場を直接の分析対象としていません。ここは、C Pと携帯電話事業者の少なくとも歴史的な関係について、我々の理解を示したものです。したがって、この点について理解に誤りがあるということであれば反論いただければ議論してまいります。なお、一部表現を改めます。</p> <p>ア.論点としては不適切とは思いません。</p>
	<p>【総論】</p> <p>移動体通信の競争評価に際し、総じて、以下のとおり考えております。</p> <p>日本の移動体通信は急激な技術革新により競争が促進されてきました。より周波数効率に優れ、利用者の利便性向上に繋がる新システムを短期間に導入してきた経緯があり、これに係る莫大な設備投資費用を早期に回収するために、移動体通信各事業者は、より多くの契約者獲得を目指し、料金値下げやサービス内容の差別化を通じた激しい競争を展開してきました。モバイルインターネットの急速な普及や高機能な端末の普及を実現し、世界最先端のサービスを提供するに至ったのは、こうした競争が有効に機能したことによるものです。</p> <p>移動体通信はページャーやPHSを含め、非常に激しい競争を経て、その結果として、お客様に選択された事業者が現在生き残っているのであり、当初より限られたプレイヤーで競争していたわけではありません。その上、技術革新と</p>	<p>今後の分析、評価の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「お客様は移動体通信サービスを利用する際に、端末やコンテンツ等も含めたサービス全体を総合的に勘案した上で事業者を選択している」という点を踏まえて、端末に関する情報やコンテンツに関する情報を必要としています。</p> <p>また、「世界最先端のサービスを提供していることから(中略)諸外国の事例にとらわれない進め方が適当」という御意見については、「とらわれる」ことはありませんが、事例は大いに参考にします。海外の事例におけるどのような点が日本にとって参考にすべきでないのかについて具体</p>

	<p>ともに、これまでも複数回にわたり、新たに周波数の免許が付与される等、行政により、適切に参入機会が確保されてきたところです。</p> <p>お客様は移動体通信サービスを利用する際に、端末やコンテンツ等も含めたサービス全体を総合的に勘案した上で事業者を選択していることから、競争評価ではこの点を考慮すべきと考えます。</p> <p>日本の移動体通信は、世界最先端のサービスを提供していることから、競争評価にあたっては、昨年度の競争評価と同様、諸外国の事例にとらわれない進め方が適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>的に御意見をいただきたいと思ひます。</p>
<p><b>5 - 1 分析、評価における論点</b></p>		
<p>19</p>	<p>&lt;原文&gt; P19・5-1『競争評価の基本は、過去のデータに基づき今日の競争状況を分析、評価するところにある（review）。しかし、今日の競争状況と過去のそれをつないだ延長線上に将来の競争状況を描くには様々な環境変化等を勘案しなければならず、定性的な分析であってもそうした状況の変化を展望することも政策立案にとって有益である。（preview）』</p> <p>ご指摘の通り、将来の展望は、今後の規制等を議論していく際に有用であることは理解できるが、競争評価にあたっては透明性、客観性を高めるため現在と将来の展望を明確に分けて行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>御指摘のとおり、できる限り「現在と将来の展望」を分けて整理したいと考えます。</p>
<p>19</p>	<p>&lt;原文&gt; P19・5-1『競争評価の基本は、過去のデータに基づき今日の市場の競争状況を分析、評価するところにある（review）。しかし、今日の競争状況と過去のそれをつないだ延長線上に将来の競争状況を描くには様々な環境変化等を勘案しなければならず、<b>定性的な分析であってもそうした状況の変化を展望することも政策立案にとって有益である</b>（preview）』</p> <p>上記下線部に対し、例えば、「番号ポータビリティ」「3G普及に伴う変化」「携帯電話のIP化」（p.20）等のような項目について、具体的にどのように分析するのかが不明確です。</p>	<p>競争評価如何にかかわらず、政策決定は、時々々の問題に対して行われています。「恣意的に下される可能性」を懸念するのであれば、どのようなデータを用いれば客観性が増し、政策決定が透明化するのかが事業者の立場から考え、競争評価の作業に反映することでその可能性のリスクを少なくするよう努めるべきと考えます。</p> <p>「どのように分析するのか」ではなく「このように分析すべき」というのが競争評価の実施方法を定める実施細目（案）の意見募集に対する意見</p>

客観的データがまだ存在していない状況では、競争状況の評価を恣意的に下される可能性もあることから、各項目につき、そもそも今年度に分析すべき項目であるのか否かも含め、分析の進め方について、十分な議論が必要と考えます。

「料金」(p.19)については、激しい競争を通じて、各事業者が様々な料金プランを提供することで個々の利用実態に適した料金を選択可能にしています。さらに、現在も様々な割引料金を提供する等の努力を継続しており、実態として、利用者料金は大幅に低下しています。

また、利用者の視点に立てば、月々の料金に加え、新たに加入する場合の費用、端末を買い換える場合の費用も重要なサービス性の判断要素であり、当社はこうした一時的費用と月額料金の負担のバランスをとることが、利用者利便の観点で最も重要であると認識しています。

「番号ポータビリティ」(p.20)については、当社は、2006年度早期の導入に向けて積極的な取組みを推進しています。番号ポータビリティの導入により顧客流動性が高まる中で、各種サービス水準の向上に向けた競争は、一層進展すると考えます。

なお、競争下において自社サービスを継続してご利用いただくためのサービス水準向上も重要な競争要素であると考えます。例として端末機能の向上が番号ポータビリティの効果を減殺されるのではないかと問題提起がなされていますが、端末機能の向上は利用者の利便性を向上させるものであり、最終的には利用者が判断するものです。

「3G普及に伴う変化」(p.20)については、当社は、従来よりコンテンツプロバイダの自由裁量によるコンテンツ開発を可能とし、創意工夫による魅力あるコンテンツ作りを支援してきました。また、当社が率先して導入した定額制料金の普及により利用率が大幅に増加することは、更なるコンテンツの充実・発展、またコンテンツプロバイダ間の一層の競争促進に繋がるものと考えます。

なお、「例えば、自社や関連会社がコンテンツやアプリケーションの開発・充実に急いでいることが、電気通信事業者とコンテンツプロバイダ(以下「CP」という。)の関係に変化をもたらすか。」とありますが、文章の意図が不明のため、ご説明いただきたいと考えます。

【KDDI株式会社】

に期待する内容です。

各論点については、今後の分析に当たって、他の事業者の意見と併せて参考にしていきます。ただし、「実態として、利用者料金は大幅に低下」しているとの御意見等については、具体的なデータがなく、また何に対して大幅なのか不明です。それを示すデータの提示をお願いします。

なお、「文章の意図が不明」との指摘については、該当箇所を次のように修正します。

「例えば、電気通信事業者が自社や関連会社でコンテンツやアプリケーションの開発・充実に進めることは、コンテンツプロバイダ(以下「CP」という。)との関係にどのような影響を及ぼすか。」

19		<p>実施細目(案)においては、「現状にあって、事業者間の競争がどの程度機能しているのかがそもそも明らかではない。周波数の有限性などの制約のある市場は高度に寡占的で、とりわけ新規参入が困難な状況を前提とした事業者間の競争が有効に機能しているのか、あるいはこれからどう変化していくのかは、今後の政策論議にとっても大きな関心事である。」とあり、現状の移動体通信市場の寡占状況に一定の考慮を行っているものの、基本的には現状の4事業者の中での競争、もしくは無線LAN等との競争に焦点を当てたものとなっております。寡占であることによる競争の状況について、更なる分析を行う必要があると考えており、具体的には、実施細目(案)に示されたような固定電話の料金低下や国際的な料金水準との比較の他に、以下の分析項目を加えるべきと考えます。</p> <p>諸外国における競争事業者数や電波割当等の参入障壁と料金低下との関係 他サービスにおける競争事業者数や参入障壁撤廃の推移と料金低下の推移との比較</p> <p style="text-align: right;">【日本テレコム株式会社】</p>	<p>あらゆる分析項目を網羅することはかなわないので、特に主要な項目について収集できる限定的なデータを基に分析を進めることとなります。諸外国や他サービスとの比較を厚くすべきとの御意見については、両者は、必ずしも他の項目を押しつけるほどの事項ではないと考えます。もっとも、その分析が競争状況に関し重要な示唆を提示する可能性を否定するものではありませんので、具体的なデータや学術的なデータや研究成果等があるのであれば提示してください。</p>
19		<p>実施細目(案)においては、携帯電話のIP化やブロードバンド回線を用いたインターネット接続サービスを利用しない者へのIP電話の浸透の可能性等、技術に着目した分析項目が中心となっております。しかしながら、技術はサービス提供の手段であって、ユーザーにとって重要なのはサービスの内容であると考えます。例えば、電話サービスであっても、すべて交換網を利用している場合と、一部IP網を利用している場合とがあり、異なる技術を用いておりますが、エンドユーザーから見たサービスには大きな違いがありません。技術の考慮は、技術基準の策定や産業振興における政策決定には重要な判断基準となりますが、規制に関する政策決定においては技術的中立性の確保が重要であり、技術の違いに着目した分析に終始することのないようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレコム株式会社】</p>	<p>「技術の違いに着目した分析に終始することがないようにすべき」という御意見に賛同します。一方で、IP電話の分析を進めるのにまず技術的条件についての理解が共有化できていないとサービスに関する経済的あるいは法律的な議論が深まらないと考えます。IP電話については、まず分析の礎を固めるところから始める必要があると考えます。</p>
19		<p>実施細目(案)においては、「今日の競争状況と過去のそれをつないだ延長線上に将来の競争状況を描くには様々な環境変化等を勘案しなければならず、定性的な分析であってもそうした状況の変化を展望することも政策立案にとって有益である」とあり、分析項目は3GやIP電話のビジネスモデルの展望等、将来の競争状況に関する分析に焦点を当てたものが中心となっております。しかしながら、実施細目(案)にもあるように、「競争評価の基本は、過去のデータに基づき今日の市場の競争状況を分析、評価するところにある」と考えます。産業振興に関する政策決定においては、将来的展望が重要な判断材料となる場合もありますが、競争評価は規制</p>	<p>競争評価の基本は現状の分析にあります。ただし、規制に関しては、何を目的とする規制かにより差があります。例えば、反競争的行為の取締りであればその行為がなされた時点の市場の状況が問題になるのに対し、接続ルールやユニバーサルサービス基金拠出などは市場におけるある程度の競争の展開を視野に入れて政策決定すべき性格のものと考えます。</p>



		<p>に関する政策決定のベースとなるものと認識しており、規制に関する政策決定においては、現状の競争状況が判断の中心となるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレコム株式会社】</p>	
19		<p>IP電話は、インターネット接続サービスと共通の加入者回線やネットワークを利用するケースが多く、両者には共通の競争促進要因や競争阻害要因が多くあると考えます。したがって、昨年度のインターネット接続の競争評価において分析・評価された競争促進要因および競争阻害要因について、同様の分析・評価を行うべきと考えます。具体的には、競争促進要因については、ドライカップ・ラインシェアリング・ダークファイバの開放やコロケーションルール等の政策と現在の競争状況との関係、競争阻害要因については、加入電話等からの支配力の梯子の有無や営業面でのファイアウォールの有無と現在の競争状況との関係について、分析・評価を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレコム株式会社】</p>	<p>昨年度における分析、評価対象については、その枠組みをそのままとしつつ、変化した事情を基に昨年の分析結果を修正します。IP電話がブロードバンド上で提供されるからといって、改めて昨年の分析を同じように繰り返すことはしません。むしろ、昨年分析したCATVやFTTHとの関連的な関係に分析の中心があります。もちろん、IP電話がADSLやFTTHの上で提供される場合にはADSLやFTTHの競争状況とIP電話のそれが密接に関係するので、昨年度の分析の基礎の上に分析を進めることになります。</p>
<b>5 - 1 - 1 移動体通信</b>			
19		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「平成16年度は……次のような事項を念頭に置きつつ分析・評価を進めていく。」として挙げられた各論点について、以下のように考えます。</li> </ul> <p>市場の成熟 ご指摘の通り携帯電話市場は成熟期を迎えるため、競争環境も大きく変化することが予想されるため、これまでのトレンドのみに惑わされることなく、将来の動向を見据えた評価を行うことが重要となります。</p> <p>料金 料金については、国際比較のみならず、競争的な他サービスとの比較など多面的な分析が行われることを期待します。</p> <p>サービスレベルの競争 サービスレベルの競争が限定的な理由についても、海外との制度的な比較など多面的で十分な分析が行われることを要望します。</p> <p>公衆無線LANとの関係 公衆無線LANの現状についても調査が行われ、携帯電話との競争関係などについても検証が行われることを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ また、評価に当たって次のような観点も勘案していただけることを希望します。</li> <li>➢ 市場拡大が見込まれるBWA（ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス）へ</li> </ul>	<p>御意見も参考にしつつ、競争評価を行いたいと考えます。なお、貴社の場合、携帯電話のサービスに関する情報はともかく、固定系サービスについては共有すべき事実に関する情報を有していると思われるので、より具体的な情報の提示を期待します。</p>

		<p>のソリューションとしての市場の可能性</p> <p>➤ 他サービス（ADSLや放送など）とのシナジーの実態と可能性</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	
19	(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者、サプライヤー、コンテンツプロバイダー間の垂直的関係は、いずれの市場参入者も支配力を有していなければ、反競争的ではないと考えます。こうした垂直的関係は明らかに事業者間の競争や3Gサービスの急速な成長に貢献してきているものと考えます。</li> <li>・弊社は、事業者、端末メーカー、コンテンツプロバイダー間の競争的關係は市場が成熟するにつれて、急速に発展し続けるだろうということに意見を同じくします。今日の競争問題として認識されるものがある場合、それは市場原理によって今後解決されるものと思われまゝす。すなわち、先見的な見方をする必要があるのであります。</li> <li>・急速に発展するハイテク市場における規制介入は、市場を侵害し、投資を減少させ、技術革新を遅らせ、長期的には消費者にとって不利益を与えるという高いリスクを招くものと考えます。また、その規制介入によるメリットがコストを上回るという明白な証拠がなければなりません。</li> </ul> <p>【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>貴社の主張を裏付けるために共有できる情報はないのでしょうか。貴社にとって「明らか」なことも広く社会一般が共有する認識ではない場合に、具体的なデータを提示するなどして社会的合意形成を促すべきです。</p>
19	(2)	<p>携帯電話料金は下方硬直的である</p> <p>&lt;原文&gt;</p> <p>P19・5-1-1(2)『もっとも、現状にあって、事業者間の競争がどの程度機能しているのかがそもそも明らかではない。周波数の有限性などの制約のある市場は高度に寡占的で、とりわけ新規参入が困難な状況を前提とした事業者間の競争が有効に機能しているのか、あるいはこれからどう変化していくのかは、今後の政策論議にとっても大きな関心事である。』</p> <p>「有限希少な電波」を電波免許制度の中で取得する必要のある携帯電話事業への新規参入に対するハードルは非常に高いものと考えます。結果的に前項に示した通り、上位3社グループ（NTTドコモ、KDDI、Vodafone）により集中度が極めて高くなっている携帯電話市場においては料金が高止まりしています。</p> <p>実際に、当社では2GHz帯域の未使用部分（ガードバンド）の開放を求めて、昨年10月に総務大臣に要望書を提出し、参入の意思を強く表明していました。しかし結局、割当てを受けたのは既存事業者だけでした。また、先頃パブリックコメント</p>	<p>競争評価は、現にある市場の状況と近い将来のそれをできるだけ客観的なデータをもって明らかにし、それを関係者が共有しようとするものではありません。周波数政策の調査を行うものではありません。御意見のような点は周波数の利用方策に関する議論として別に議論の場があります。</p>

		<p>の募集が行われた 800 MHz 帯再編成に伴う I M T - 2 0 0 0 用周波数の新規割当方針案 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040806_2.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/040806_2.html</a> ) においても、新規参入事業者への意思確認や公正な比較審査を行わず、行政当局の独断で 2 GHz 帯に余力を持つ既存 2 社への割当方針案を出しています。このような手続きが繰り返される限り、携帯電話市場に有効な競争状況はもたらされません。また、新規参入は携帯電話の市場規模が 200 万台程度であった 1994 年から 40 倍の 8,000 万台規模になった現在まで 10 年間行われておらず、この意味においても参入障壁があると言わざるを得ません。</p> <p>競争評価に当り、電波割当行政そのものに公正且つ客観的な調査を実施し、新規参入障壁の存在を明らかにしていただく様に希望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク B B】</p>	
19	(2)	<p>近年における我が国の通信市場で特筆すべきことの一つに、ADSL の急速な普及を挙げることができる。これは、通信市場における規制改革が奏功した例であり、有線通信網を保有する通信事業者に対して、通信網を保有しない事業者への通信網の開放を義務付けたこと、および開放する際の接続ルールを明確化したことが起爆剤となったと考えられる。会社や家庭へのブロードバンドの普及、およびそれを利用した IP 電話の普及等が国民生活に及ぼす影響は計り知れない。</p> <p>一方、無線通信分野は、未だに規制改革が進んでいない。2000 年 12 月 21 日の「接続ルールの見直しについて」の第一次答申では、「移動体通信事業者の設備は、加入者回線を含め自ら設備を構築して全国にエリア拡大を行っている事業者が複数存在すること等から、指定電気通信設備とは捉えない」として、無線通信網は接続ルールの対象外とされた。2002 年 6 月 11 日に公表された「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下、MVNO ガイドライン)は、無線通信の規制改革の大きなステップとして評価される一方で、有線通信分野において規定された有線通信網の開放義務化や接続のルール化まで踏み込んでおらず、実効性の面での不足感が否めない。</p> <p>無線通信分野は、主に携帯電話事業者が中心となって急速な成長を遂げてきたが、その成長の原動力はコンシューマ市場であり、その結果一人一台に近い普及率を実現している。特に携帯電話の音声通話のみならず、NTT ドコモの i モードを始めとしたデータ通信の活用も著しい進展を遂げており、世界の市場の中でも競争力の点でリーダーシップを保持している。しかしながら、携帯電話事業者がコンシューマ市場に重点を置いて事業展開してきていることから、法人市場における無線通信の活</p>	<p>MVNO は、移動体通信市場の競争状況を分析する際の注目点の一つであり、その旨は平成 16 年度の実施細目にも記載しています。</p> <p>MVNO と MNO の技術的、経済的、法的な関係等が必ずしも明らかでないので、分析作業はそうした事実関係が明らかになるよう関係の事業者と協力いただきながら進めてまいります。</p>

用が、その潜在的な市場性に比して進んでいない。

その原因の一つは、コンシューマが携帯電話の端末を使用して電子メールや情報閲覧等を行うことで無線データ通信を活用しているケースが多いのに対し、法人が要望する無線データ通信は、PC や PDA 等の情報機器を使用して、社内の情報ネットワークに接続することを主眼とするためである。携帯電話端末に内蔵されているブラウザ機能等を利用した無線データ通信は、携帯電話事業者がその全てを開発し、提供することが可能であるが、PC や PDA 等の使用を前提とした場合、無線データ通信の技術に加え、PC や PDA 等の機器に関する技術やネットワーク技術が求められ、携帯電話事業者一社が提供できる範囲を超えてしまう。その意味では、法人向け無線データ通信サービスは、無線データ通信技術と IT 技術との組み合わせや融合によって成立する分野と言えよう。

一般に、法人向けの技術関連サービスや製品の提供は、法人顧客とメーカーとの間に、その仲立ちになる存在が必要となるのが通常である。コンピュータ業界を見ると、法人が要望するシステムニーズに対して、コンピュータメーカーや周辺機器メーカーが供給する製品やサービスを基に、法人ニーズに合わせたソリューションを設計し、構築し、提供する業者であるシステム・インテグレータ（以下、SI）が極めて重要な役割を果たしている。コンピュータの法人での活用は、SI 業者抜きでは発展しなかったということに異論を挟む人は少ないと思われる。

無線データ通信の分野においても、無線通信の技術を熟知し、さらに IT 技術等の関連技術を駆使して、各法人が求めるソリューションを構築し提供する極めて重要な役割は、両技術を熟知した S I のような業者に開放することが必要であり、そこに MVNO の制度の存在価値があると考えられる。このことは、今日の段階における MVNO 事業への参入業者の大半が、法人向けの IT 関連技術のサービスや製品を提供している企業であることにも表れている。

MVNO ガイドラインは、上記のような考え方を推し進めるための契機となり、MVNO 事業への参入を事実促したが、通信インフラを保有する移動体通信事業者（以下、MNO）が保有する無線通信設備の開放の義務付けや接続のルール化を伴っていないため、一社を除く他の MNO は、MVNO を認めていない状況が今日でも続いており、MVNO ガイドライン制定当初の目的を達しているとは言い難い状況である。

基本方針案 2 - 2 及び実施細目案 2 - 2 - 2 でなされる法人の利用動向調査の結果を期待するところである。

		今日の携帯電話市場における世界的リーダーシップを梃子に、我が国が無線データ通信分野、特に法人市場におけるその活用の分野においてリーダーシップを確立するためには、今こそ、MNO と MVNO との接続をルール化し、接続を義務付けることが通信行政の役割と考える。  【日本通信株式会社】	
19	(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の事例から移動体通信業界は、一般的に自然寡占状態であると考えられるべきです。これは、周波数の制限によるものではなく、最適な競争が事業者3社あるいは4社で達成されるというこの業界特有の経済的特性によるものです。</li> <li>・第1章及び2.1項では、移動体通信業界においては、業界が成功するためには、活発な価格競争と持続的な投資と技術革新とのバランスが必要であることを見て来ました。移動体通信ビジネスにおける投資プロファイルでは、新商品や新サービスへの持続的な投資の為に、25-30%の市場シェアが最低限必要と考えられています。</li> <li>・国際的な事例では、事業者数が3社あるいは4社の市場は、5社あるいは6社の市場と同じくらい価格において競争的となっています。しかしながら、事業者数が5社あるいは6社の移動体通信市場は、3社あるいは4社の事業者数の市場ほど技術革新は達成されていません。</li> </ul> <p>【ボーダフォン株式会社】</p>	「移動体業界は、自然な寡占状態だと考えられるべき(中略)周波数の制限によるものではなく、最適な競争が事業者3社あるいは4社で達成されるというこの業界特有の経済的特性」、「新商品や新サービスへの持続的な投資の為に、25%～30%の市場シェアが最低限必要」という御意見や、「事業者数が5社あるいは6社の移動体市場は、3社あるいは4社の事業者数の市場ほど技術革新は達成されていけません」という御意見については、その根拠を共有できるよう具体的なデータを併せて提示してください。ある一定の事業者数を超える事業者参入は国民の利益にならず、その数は3社か4社であるべきという御意見も、一般的に流布している考え方ではないと思いますので、主張の経済学的な正当性を示してください。
19	(3)	<p>&lt;原文&gt; P19・5-1-1(3) 『料金メニューが増大しているが、固定電話の料金低下に比べて料金が下方硬直的なのではないか。』</p> <p>携帯電話市場では激しい競争の中でユーザーニーズに応じて様々な料金プランを提供しているほか、ファミリー割引などに割引サービスを導入してきているところであり、単純に固定電話の料金と比較できるものではない。 従って、固定電話の料金との比較を前提に分析・評価にあたることは、結果が恣意的になるおそれが生じ客観性に欠くものと考えられるため、削除するべきである。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	「料金の下方硬直性について固定電話と比較すべきではない」という御意見ですが、単純に料金比較できないのであれば、たとえ複雑でも料金水準の変化を何らかの基準をもって客観的に示す努力は必要と考えます。平成16年10月15日のカンファレンスの議論は有益であったと思います。客観的なデータに基づく議論の場を今後も設けたいと考えています。
19	(3)	<原文>	「料金の下方硬直性について固定電話と比較す

		<p>P 1 9 ・ 5 - 1 - 1 ( 3 ) 『国際的な料金水準と比較してどうか。』</p> <p>携帯電話の料金は、通話料を含んだパッケージ型のプランが主流になっており、そのプランも多くのバリエーションがあること、また様々な割引サービスがあることから、単純に比較するべきではない。</p> <p>なお、御省より発表された「平成15年度電気通信サービスにかかる内外価格差に関する調査」(H16.8.31発表)においては、一定の前提のもとに、日本(ドコモ)の携帯電話の料金は、「欧米の料金と比較して安くなっています。」と報告されており、料金水準は、諸外国と比較して遜色のない水準であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>べきではない」という御意見ですが、単純に料金比較できないのであれば、たとえ複雑でも料金水準の変化を何らかの基準をもって客観的に示す努力は必要と考えます。平成16年10月15日のカンファレンスの議論は有益であったと思います。客観的なデータに基づく議論の場を今後も設けたいと考えています。</p>
19	(3)	<p>&lt;原文&gt; P 1 9 ・ 5 - 1 - 1 ( 3 ) 『 ・ 料金メニューが増大しているが、<u>固定電話の料金低下に比べて料金が下方硬直的なのではないか。</u> ・ <u>国際的な料金水準と比較してどうか。</u> ・ NTT東西の加入電話・ISDN発携帯電話着の通話における発信側事業者(中継事業者を含む。)による料金設定の導入によって料金は低下したか。』</p> <p>(ア) 携帯電話料金は国際的に高い水準にある 携帯電話料金の内外価格差については別添の、平成16年5月21日に内閣府が公表した平成16年度版国民生活白書(添付資料 )が示す通り、国際的に比較して日本の携帯電話料金は高くなっています。</p> <p>しかし平成16年8月31日に総務省が公表した携帯電話のパッケージプラン料金に関する内外価格差調査では「各国間の料金の単純な比較は困難であるが、東京は比較対象サービスの中では安い水準になっている。」とコメントされています。この調査では比較しているパッケージの無料通話時間が異なるため日本の料金が安く見えますが、前記の基本方針25ページ 第四章 4-2-2(6)引用にあるように各国ごとに条件の差があるため、単純な比較はするべきでなく、その結果は意味の無いものです。(添付資料 )また、比較しているパッケージでは日本のみ複数回線契約時の割引(NTT ドコモのおはなしプラス L のファミリー割引)を適用しており、日本の料金を意図的に安く見せていると言わざるを得ません。(添付資料 )</p> <p>現状の携帯電話の利用状況を分析するに当たっては電話以外のインターネット利用の急増を考慮する必要があります。また、携帯電話料金が安いのか高いかの判断は特定の割</p>	<p>具体的なデータを示しての御社の御意見を歓迎します。分析における参考にさせていただきます。このうち総務省の公表資料等などについていただいた意見等については、以下のとおり回答します。</p> <p>(ア)について 各国のサービス提供条件は様々であり、内外価格差の大小は必ずしも一概には言えないことから、内外価格差調査の結果は指標の一つとして捉えることが適切であることは、調査結果の中で述べているとおりです。その上で、内閣府と総務省の調査への言及については、事実関係は次のとおりです。</p> <p>国民生活白書における日本の携帯電話料金は、無料通話時間のない基本料と通話料の単純合計のプランで計算されており、割引を全く考慮していません。このため、パッケージプランにおける割引料金の採用や平均利用時間といった、日本の携帯電話の使用の実情が反映されていません。また、各国の料金計算でもパッケージプランを用いているものと、そうでないものがあるなど選定基</p>

引価格(パック料金等)の大小ではなく実際に携帯電話に支払う金額を基に行うべきです。加入者の立場で考えると音声の代用として、メールその他の利用に変化しているのであり、実際に各人が支払う総額が高いか安いか重要な判断基準になります。その意味で携帯電話事業者が公表している ARPU(加入者1人当りの月間平均収入)は正に加入者から見ても携帯電話料金が高いか安いかの判断基準になります。

各国事業者別年間 ARPU 比較(添付資料 )においては日本の携帯電話事業者の ARPU が突出して高くなっています。これは詳細調査前の現時点において、各社公表データから携帯電話料金が高いか安いかを客観的に比較し得る唯一の方法です。また、NTTドコモの2004年3月期決算資料によると mova + FOMA の総合パケット ARPU は月間1,970円であり、添付資料 の NTTドコモの年間 ARPU から総合パケット ARPU 分を引くと音声通話相当の年間 ARPU が約71,000円(95,000 - 1,970 × 12)となりますが、この値でさえも日本に次いで ARPU の高い Verizon Wireless(米)の67,000円(データ通信分含む)より高い水準です。

(イ) 携帯電話料金は固定電話料金と比較して下方硬直的である

固定電話と携帯電話の料金低下率に顕著な差が生じている例として、当社参入以降に活発な料金競争が行われている固定電話回線を利用したデータ通信料金と携帯電話のパケット通信料金の低下率を比較しました。

( ) 固定電話回線を利用したデータ通信の場合、ダイヤルアップのインターネットの伝送速度が1996年4月に5.6Kbpsであったのに対し、2004年9月現在のソフトバンクBB(ADSL 50M)の伝送速度は約900倍に拡大しています。一方、料金面ではダイヤルアップの4,400円に対してADSL 50Mは2,900円で約35%低下しています。また、2000年7月の初期ADSLと2001年11月(ソフトバンクBB ADSL 8M)を比較すると料金が短期間に約3分の1に低下しています。(添付資料 )更に、一人当たりのデータ通信単価推移という視点で捉えると、ADSL 以前のアナログ及び ISDN 環境と最新の ADSL 環境との比較では、データ通信量は約230倍に増加し、通信単価/MBは約400分の1に低下しています。(添付資料 )

( ) 携帯電話の通信速度とパケット料 ARPU の関係においては、NTTドコモの mova と FOMA を比較すると、FOMA は mova に対し加入者一人当たりのパケット利用量が約9倍に増加しているにも拘わらず、パケット単価は約5分の1に低下しているに過ぎません。(添付資料 )

準が統一されていません。

内外価格差調査については、日本の平成14年度の携帯電話の月間平均利用時間(約110分)に最も近い通話料金を組み込んだパッケージを各国事業者のパッケージから選定しています。なお、日本のパッケージ料金は、基本料と一定金額(円)の無料通話がパッケージ化されているのが一般的であり、無料通話時間を計算する際に昼間料金を用いて計算をすると一般的な利用者の無料通話可能時間に比べて短い時間が算出されることとなるので、一定時間(分)の無料通話をパッケージ化しているような国と比較する場合にはその差異に留意する必要があります。

日本のみ複数回線契約時の割引を適用しているとの御指摘については、本年3月から、一括請求が加入条件だった『ファミリー割引』の分割請求での申し込みが可能となったことによるものです。これにより、家族が離れて住んでいても割引を受けられるようになり、加入率も個人利用者のほぼ3分の2に達しています。3分の2が加入しているサービスはもはや標準的なサービスと考えられるので、内外価格差調査においても今年から『ファミリー割引』を適用するようにしました。なお、海外の事業者には、本調査時に最適なサービスメニューについて個別にヒアリングを行っており、その結果を踏まえた結果の取りまとめです。

なお、添付資料 において、単位時間(分)当たりで東京のパッケージプラン料金はニューヨークのその3倍近いとの比較がありますが、米国では発信時だけでなく着信時にも無料通話時

		<p>( )及び( )項の分析結果より、当社は携帯電話料金の価格が下方硬直的であり、市場が競争的状況にないものと考えます。特に(イ) ( )項によると、固定電話回線を利用したデータ通信においてはナローバンドからブロードバンドへの進化に伴い、データ通信量の増加を凌駕する価格低下が見られますが、携帯電話のパケット通信においては写真メールや動画メール等の進化に対して価格低下が不十分であると言わざるを得ません。</p> <p>上記の分析手法を今回の競争評価に活用していただける様に希望します。特に価格水準の国際比較においては前述の傾向をより正確に把握するために、ARPU だけでなく各国・事業者の一加入者当りの料金請求額及びその内訳(音声・データの区分を含む)を可能な限り詳細に調査し、分析すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】</p>	<p>間が減るので、着信時の課金を考慮しない単純比較は不適切です。</p> <p>(イ)について ARPU は、投資家が注目する情報で、加入者1人当たりの収益がどれだけあるかを示す指標です。ユーザーが携帯電話を使用すればするほどその値は高くなるもので、少なくとも料金水準を比較する場合には不適當な指標です。</p> <p>ARPU の大きさは料金水準の高さを意味しないことは、例えば、米国の一人当たりが支払うガソリン利用代金は日本の2倍ですが、だからといって米国のガソリン価格が高いわけではないのに似ています。ちなみに米国のガソリン価格は日本の約半額です。</p> <p>なお、ARPU を比較する場合には、日本では、プリペイド利用者の割合が少ないことやデータ通信サービスの利用が多いことなども考慮する必要があります。</p>
19	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社は移動体通信の料金が長期的に見た場合、下方硬直的であるとは考えていません。</li> <li>・総務省殿の内外価格差調査結果によると、日本の移動体通信の料金は諸外国と比較して遜色ないものとなっています。OECD と ITU の国際料金比較においても、日本の移動体通信の料金は他の市場に比べて非常に競争的であることが示されています。また、日本と同じレベルの先進的な移動体通信サービスや端末補助が提供されていない他の市場と同等あるいはそれ以上に急速に料金が値下がりしていることが示されています。この点については、<u>第1章</u>で詳細を示しています。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>具体的なデータを示しての貴社の御意見を歓迎します。貴社から示されたデータについては、その事実関係も含めて、分析作業における参考にさせていただきます。このうち、総務省の内外価格差調査を引用している点については、あくまで一定の前提の下で比較を試みたものであって、総務省自身は、この一事をもって「日本の移動体通信の料金は他の市場に比べて非常に競争的であることが示されている」とは判断していません。あくまで指標の一つでしかありません。</p>
19	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定発携帯着通話の平均価格は選択中継サービスの導入以降、大幅に下落しています。これは、選択中継サービスの導入によって、消費者が、移動体通信事業者が設定した料金と選択中継事業者が設定した料金とを選ぶことが可能となったからです。<u>図2.3</u>を参照してください。</li> </ul>	<p>具体的なデータを示した貴社の御意見を歓迎します。貴社から示されたデータについては、その事実関係も含めて、分析作業における参考にさせていただきます。</p>



		<p>・2.4項で記載した通り、選択中継サービスの割合は非常に高まっています。このことは、固定発携帯着通話の分野に競争と消費者の選択の自由を導入するという点において、選択中継サービス導入のメカニズムが効果的に機能していることを示しています。</p> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	
20	(3)	<p>&lt;原文&gt; P20・5-1-1(3) 『MVNOによる競争の活性化が英国などでは顕著。サービスレベルでの競争が日本ではなぜ限定的なのか。』</p> <p>諸外国との比較にあたっては、MNOによる設備投資競争、多様なサービス提供の成果としての市場における利用状況の差異等を、適切に分析・評価すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>御意見の「MNOによる設備投資競争、多様なサービス提供の成果としての市場における利用状況の差異等」をいかにして「適切に分析、評価」すればよいか、具体的な指標は何を用いるべきかについて、具体的な提案をお願いします。</p>
20	(3)	<p>MVNOの導入を促すことにより競争を活性化させるべきである</p> <p>&lt;原文&gt; P20・5-1-1(3) 『・MVNOによる競争の活性化が英国などでは顕著。サービスレベルでの競争が日本ではなぜ限定的なのか。』</p> <p>MVNO(仮想移動体サービス事業者: Mobile Virtual Network Operator)は、一部にはDDIポケットのインフラ(PHSポケットサービス)を借り受けた日本通信のデータ通信サービスなどがありますが、日本では一般的には未だ馴染みの薄いサービスです。電波は公共インフラであり、現状の有限稀少な電波状況の中では、割当を受けている事業者以外が移動体通信市場の競争を活性化させる有望な手段としてMVNO制度を取り入れるべきです。MVNO制度の導入は、電波の割当を受けていない事業者に新しいサービス提供の機会をもたらし、国民に対するサービス競争を促進してメリットを還元します。その為にMVNOに関しては多様なサービス事業者の参入を促す為の総務省のガイドライン(*1)がありますが、電気通信役務を提供する移動通信事業者(MNO)に対する拘束力がないので、英国の様な競争の活性化には至っていません。この観点でMVNOに関する調査を実施し、一定の条件の下で、特にNTTドコモの様な市場支配的事業者に対して役務提供を義務付ける制度を早急に導入すべきものと考えます。</p> <p>*1: 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」</p>	<p>「電気通信役務を提供する移動通信事業者(MNO)に対する拘束力がないので、英国の様な競争の活性化に至っていません」とありますが、MVNOについてはビジネスの実態として進行している部分があります。日本と英国の違いは単に拘束力の有無ではありません。</p>

		<a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020412_6.html">http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020412_6.html</a> 【ソフトバンクBB】	
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社は、日本のサービスレベルでの競争が限定的だということに強く異論を唱えます。第1章で示す通り、日本の移動体通信市場はあらゆるレベルで非常に競争的であると考えます。</li> <li>・総務省殿は、MVNOに係る明確で実用的なガイドラインを策定しています。これまでの日本市場におけるMVNOの限定的な発展は、競争の欠如を示すものではなく、高いレベルの競争により、MVNOにとっては現時点での市場参入の余地がないことを示すものであると考えます。今後の周波数の追加割り当てによる設備ベースでの新規参入の可能性を考慮すると、現時点ではMVNOの市場参入の可能性はさらに低いものと考えられます。</li> <li>・国際的な事例では、MVNOへの提供義務を課すことは上手く機能しておらず、MVNOは技術革新を提供することができていません。日本のコンテンツビジネスモデルは、第三者のコンテンツ・アプリケーション開発者に移動体通信利用者へのアクセスを提供することで、MVNOよりもはるかに成功しているものと考えます。</li> <li>・2.2項で詳細を示しています。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>具体的な事例を示した貴社の御意見を歓迎します。貴社から示された事例については、その事実関係も含めて、分析作業における参考にさせていただきます。「MVNOにとっては現時点での市場参入の余地がない」という点で日本の市場の特徴です。「サービスレベルでの競争」というときのサービスレベルというのは物理層の上にある論理層での電気通信サービス間の競争を意味しています。コンテンツ・アプリケーション層のことを指しているわけではありません。いずれにせよ、資料をいただいているので、その内容を十分検討の上で議論させていただきます。</p>
20	(3)	<p>&lt;原文&gt; P20・5-1-1(3) 『番号ポータビリティは、競争の活性化要因としてどう働くか。例えば、携帯端末が様々な機能を備えるようになると、それら機能の変更を伴うために、番号ポータビリティの効果が減殺されるのではないか。』</p> <p>端末が様々な機能を備えている意味合い、及び端末の機能向上を通じたサービスの多様化競争が番号ポータビリティの導入と相伴って、顧客をより流動化させる側面についても併せて分析・評価すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>確かに、端末の機能向上を通じたサービスの多様化競争が番号ポータビリティの導入と相伴うことで顧客を流動化させる側面もあることは、そのとおりと考えます。御指摘の側面も併せて分析するよう努めます。</p>
20	(3)	<p>番号ポータビリティの影響を考慮して競争評価を行うべきである</p> <p>&lt;原文&gt; P20・5-1-1(3) 『番号ポータビリティは、競争の活性化要因としてどう働くか。例えば、携帯端末が様々な機能を備えるようになると、それら機能の変更を伴うために、番号ポータビリティの効果が減殺されるのではないか。』</p>	<p>周波数の効率利用については、別に議論の場があります。競争評価としての関心は、番号ポータビリティは現状の市場の競争を大きく活性化することになるのかどうかという点です。</p>

		<p>携帯電話の番号ポータビリティ制度が始まれば、既存加入者は電話番号を変えずに自由に新規参入事業者に加入変更できるため、既存事業者の収容加入者数を既存周波数帯に確保する必要はありません。寧ろ、アンケート調査（*2）による事業者変更の動向を考えると800MHz帯でサービスを受けている6,000万人の加入者のうち少なくとも約3割に相当する1,800万人は、事業者を変更したいと考えています。従って、前述の周波数再編成において、既存事業者の現有加入者を全て同一の事業者が収容する必要は全く無く、寧ろこの機会に新規事業者の参入を促して加入者の選択の幅を広げておくべきものと考えます。周波数割当に関する参入障壁の評価に当たってはこの番号ポータビリティの影響を十分に考慮する必要があります。</p> <p>*2:本年8月24日から26日にかけて、インフォプラント社、C-NEWS社、ソフトバンクパブリッシング社が共同実施したアンケート調査によると、番号ポータビリティが開始されたら「サービスを利用したい」ユーザーが被調査者全体の27.5%、「できれば利用したい」ユーザーが29.7%という結果が出ている。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】</p>	
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MNPは日本の移動体通信市場では大幅に競争を増加させる可能性があります。弊社はMNP導入を最も積極的に支持して来ました。</li> <li>・しかしながら、国際的な事例では、利用者にとって事業者変更の手続きが容易で、かつそのコストが手頃なものである場合のみMNPは機能しています。また、支配的事業者が他事業者にMNP費用の負担を強要しないようにすることも重要な要素です。</li> <li>・MNPの導入は、導入当初、相当なコストと運用の負担を業界に課すこととなります。国際的な事例では、MNPの導入当初において短期的に価格競争と獲得競争が望ましくなくかつ持続不可能なレベルにまで引き上げられ、その状態が中期的に市場が落ち着くまで継続されることが示されています。</li> <li>・今後の競争状況を検討する際に、業界におけるこうした不安定な「急上昇」要素を考慮することは重要であると考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>御意見の「急上昇」というのが何の急上昇なのか不明ですが、番号ポータビリティ制度の導入によって発生する導入当初のコストと運用負担の上昇を指すようにも思われます。このような要素を競争状況を検討する際に考慮すべきというのは、具体的にどのようにすべきということなのか、具体的に御提示下さい。</p>
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MNPの目的は競争促進であり、競争には静的な競争（価格）と動的な競争（技術革新）の両方があるものと考えます。</li> </ul>	<p>御意見は、参考とさせていただきます。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末の機能は日本の移動体通信業界の競争において重要なドライバーとなっています。これこそが、日本が世界で最も技術革新的な移動体通信市場を誇り、諸外国から移動体通信テクノロジーのグローバルリーダーだと認識されている理由です。</li> <li>・ 従って、各事業者独自の端末機能は番号移転の障害であると考えべきではなく、技術革新ベースの有効な競争の産物であると捉えるべきです。諸外国も、日本のこのビジネスモデルから離れるどころか、このモデルに向かって進んでいる状況です。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【ボーダフォン株式会社】</p>	
20	(3)	<p>一概にMVNOと言っても、その在り様には様々な形態が考えられる。無線通信サービスの単なる再販に近い形態から、無線通信にかかわる様々な付加価値サービスを提供し、付加価値が主で無線通信サービスが従である形態まで、各MVNOがそれぞれ特異の位置にポジショニングできると考えられる。そして、その位置により、MNOとの接続方式も異なる。なぜなら、付加価値サービスを生み出すためには、それを実現するのに必要となる接続方式が必須となるからである。一方で、付加価値サービスを提供しないMVNOには、そのような接続方式は不要であるばかりか、コスト増の要素になってしまうこともありえる。</p> <p>以下では、様々な付加価値サービスを生み出し、提供していくことを主眼においたMVNOに必要な接続要件について記述する。</p> <p>1. 技術要件</p> <p>(1) 発番認証(発信番号による接続認証)</p> <p>移動体通信のデータ通信端末は、携帯電話あるいはPHSの端末であるため、電話番号を保有している。この電話番号で発信を行うことでデータ通信の開始を試みるが、その際、発信した電話番号(発番)情報をMVNO側で認識し、認証することが可能となる接続技術が必要である。</p> <p>移動体通信端末が移動体通信網を使用して接続する時の電話番号の情報セキュリティは極めて高いレベルにあり、この情報を利用した認証を行うことは、セキュリティ対策の一つとして極めて有効である。また、発番と利用者とを照合することにより、認証する時点で利用者を特定することができ、様々な付加価値サービスを生み出すことが可能となる。</p> <p>一方、発番認証をMVNO側で行うことは、利用者の電話番号をMVNOが管理する</p>	<p>MVNOは、移動体通信市場の競争状況を分析する際の注目点の一つであり、その旨は平成16年度の実施細目にも記載しています。</p> <p>MVNOとMNOの技術的、経済的、法的な関係等が必ずしも明らかでないので、分析作業はそうした事実関係が明らかになるよう関係の事業者と協力いただきながら進めてまいります。</p>

ことになり、その際の情報管理を徹底することが責務となる。即ち、無線通信設備を持たないMVNOにも、MNOに求められるのと同等の安心感が顧客から求められることになる。また、発番認証を行うための認証システムを構築する等の技術的な対応を行うことも責務の一つとなる。

#### (2) IPアドレスの自由な割り振り

データ通信を利用する場合、IT技術において標準として使用しているネットワークプロトコルであるIPを使用するのが通常である。その際、IPアドレスを割り振ってネットワークを利用することになるが、MVNO側で自由にIPアドレスを割り振ることが可能となる接続技術が必要である。

IPアドレスの割り振りは、ネットワーク・サービスの基本であり、多様な発展性を有する様々な付加価値サービスを実現するためにはIPアドレスの自由な割り振りなしには、その可能性を断つこととなる。

一方、IPアドレスを自由に割り振れるMVNOは、そのIPアドレスが特に法人ではセキュリティ対策の一環として使用されることを考えると、情報管理を徹底することが責務として求められる。

#### (3) 接続および切断の制御

MVNO側で通信セッションの接続および切断の制御を可能とする接続技術が必要である。これも前項同様に接続サービスの基本である。

一方、接続および切断の制御をMVNO側で行うことが可能になるということは、切断等によって特定の利用者の通信への介入を行うことを可能とするものであり、通信関連法等に定められている厳格な運用を行うことがMVNOに責務として求められる。

#### (4) 通信設備への影響

MVNOがMNOの通信設備を使用するにあたり、MNOの通信設備へ悪影響を及ぼさないことを担保することが必要である。MVNOが使用する通信端末を事前に技術検証することを制度化する等の対策が一般的に考えられるが、その場合にも、技術検証を第三者が行うとすることで、MNOがMVNOの通信端末の開発に不当な介入をできないような予防的措置をとることが、公平な競争環境の整備につながると考える。MNOは、通信設備への悪影響を及ぼさないことが担保されている端末の接続を拒絶できないことを責務とすべきであり、同時に、MVNOには、MNOの通信設備

への悪影響を及ぼさないことを責務として課す必要もある。

上記（１）から（３）の３つの技術要件を満たす接続方式の具体的実現方法としては、ISO（国際標準化機構）が制定したOSI階層モデルの第２層における接続があるが、MVNOへの接続を開放しているDDIポケットがMVNOとの接続にすでに採用しているところである。

## ２．料金要件

### （１）回線数と接続料金との分離

通信の料金は、通常、回線単位を基本とした体系になっており、回線当りの基本料金と使用した時間による従量料金とで構成されている。これは、電話回線を回線交換方式で使用した通信が基本となっているからである。

回線交換により回線を占有することから、その占有するための料金と占有する時間単位での料金とにより料金を構成することが、通信設備を使用するコストの算出基準として適切である。一方、データ通信では、回線交換方式を使用する従来の方法から、パケット通信方式への移行が進んでいる。パケット通信方式では、通信設備を使用するコストの算出基準としては、回線や時間という単位が意味をなさなくなり、かわって通信されるデータ量やデータを通信できるキャパシティ（通信容量）を単位としてコスト算出し、料金を設定することが適切となる。無線通信において、音声通話中心の時代から、データ通信中心の時代に移行していくに従い、回線という単位からデータ量という単位への考え方の移行を、業界全体で考えるべき時を迎えている。

さらに、データ量と言っても、細かいデータ単位を基本とした従量制料金ではなく、大きなデータ単位を通信できるキャパシティ（通信を水道にたとえるならば、水道管の太さにあたる）を接続料金の基本とすべきである。MNOがMVNOに対して従量制料金で提供した場合、MNOが保有する通信設備の使用率ピーク時をMVNOが選択的に利用することが可能となってしまう、その場合にはMNOの通信設備の使用効率を下げってしまう。MNOがMVNOに対してキャパシティでの接続料金を提供することで、MVNOはそのキャパシティを最大限に有効活用しようと努力することになる。使用率が低い時間帯や曜日等における使用率が高くなるようなサービスを生み出すなどして、使用効率を平準化することが見込まれるからである。日中

のインターネット使用率が低いことに着目し、午前7時から午後9時までのみ利用できる無線インターネット通信サービスがMVNOから提供されているが、これなどは使用効率平準化の努力の一例であり、まさに周波数の有効活用に直結する。

MVNOが様々な新しいサービスを生み出し、また低廉なサービスを生み出すためには、利用者一人一人に対して提供できるサービス内容に、事前の制約がないことが求められる。例えば利用者一人、即ち一本の回線に対して、月々の基本料金が発生する形での接続料金となった場合、MVNOは大きな制約を受けてしまい、新しいサービスを生み出すことが極めて困難になってしまう。一回線あたりに基本料金があるということは、使用量の大きさにかかわらず一定額のコストが発生することになり、例えば使用量が極めて小さい使い方に対するサービスが成立しなくなってしまふ。ユビキタスネットワーク社会の到来が叫ばれている中で、無線データ通信は、例えば計測器の計測データの通信に利用されるようなケースが想定されているが、このような使い方におけるデータ量は通常、極めて小さなものとなっている。ユビキタスをキーワードにした様々な機器類が企画され、開発され、発売され始めている状況であるが、無線通信すべきデータ量は小さなものが少なくないと推測される。

上述の通りMVNOへの接続料金は、回線数には関係がない料金体系である必要があり、接続帯域による卸料金のような体系をMNOの約款に織り込む等の義務付けが必要である。例えば、DDIポケット株式会社が提供している無線IP接続サービスの料金は、8Mbpsの接続帯域、即ちキャパシティで3,000万円/月が基本となっており、この帯域を100回線で使用することも、10,000回線で使用することも、MVNOの判断となり、回線数と接続料金とは分離されている。

## (2) 公共料金と同様の接続料金

電気や水道といったユーティリティは、その事業の性格上、適正以上の利潤を生むべきではなく、そのような考え方から、料金設定の際に検証が行われる。この点が、一般のサービスと異なる点である。MNOが保有する通信設備は、国民共有の財産である周波数の使用許可を受け、その周波数を使用するために構築されたものである。従って、ユーティリティと同様の考え方で接続料金を設定すべきであり、MVNOがMNOに接続する際の接続料金は、コストに適正利潤を加えた額が基本となるべきである。

		<p>MNO は、許可を受けた周波数を使用する無線通信設備を構築、運営するネットワーク事業と、そのネットワークを使用して顧客サービスを展開する事業との二つの事業から成立していると捉えられるが、新規顧客獲得のために通信端末のコスト負担を行い、このコストを含めて多額の販売コストをかけて事業展開を進めている可能性があるため、前者のネットワーク事業からの利潤により、後者の顧客サービス事業の穴埋めを行っているとは憶測されてもおかしくない状況にある。このような状況下で接続料金を事業者の任意に委ねてしまうと、無線通信設備の構築、運営にかかるコストに加え、顧客サービス事業の穴埋めに必要なコストも MVNO が負担することになりかねず、顧客サービス分野における公平な競争環境を確保できず、ひいては顧客の利便性を阻害しかねない。</p> <p>MNO のネットワーク事業は、周波数の免許を受けた者にしか無線通信設備を構築できないことから、明らかに非競争部門であり、会計分離を導入することで無線通信設備にかかわるコストを公的に把握できるようにするべきである。その上で、接続料金はコストに適正利潤を加えた接続料金の設定が可能となり、加えて行政がその検証を行うことが求められる。</p> <p>上述のような技術要件および料金要件を満たす「接続ルール」を制定し、その「接続ルール」に則した形での移動体通信設備の MVNO への開放を進める必要があると考える。さらに、移動体通信分野が、近年、少数の MNO による寡占化が進展してきている状況に鑑み、MNO に対して、MVNO への通信設備の開放を時限的に義務付けするなどして、MNO が独占してきた周波数の有効利用を促進することも検討すべきである。例えば香港においては、第三世代携帯電話の周波数の使用許可を与える条件として、30%のネットワーク容量を MVNO に開放することを義務付けている。</p> <p>一般に、旧来のやり方に対して新しいやり方は理解を得るのに時間がかかり、また抵抗を受ける。MVNO についても、MNO からの理解が不足しているのは間違いなく、様々なできない理由を挙げていると考えられる。これを打破する唯一の方法は、強力なリーダーシップであり、極めて少数の MNO しか存在せず、それらが市場支配的な存在になっている我が国においては、通信行政以外に現状を打破できる者はない。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本はすでに、リッチな 3G コンテンツの開発と効果的な提供において世界のリーダーとなっています。これらの成果は、総務省殿の現在の規制アプローチの正しさを裏付けするものであると考えます。</li> <li>・コンテンツプロバイダーと移動体通信事業者との商業的な交渉の関係は十分に機</li> </ul>	御意見は、参考とさせていただきます。



		<p>能していると考えます。弊社は 3G がさらに発展するにつれ、消費者の 3G コンテンツに対する需要がさらに高まり、それにともない移動体通信事業者とコンテンツプロバイダーとの関係がさらに進化していくものと想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイルインターネット接続サービスを何らかの形で規制する必要はありません。何故なら、消費者が求める様々なコンテンツの全てを移動体通信事業者が自社内で準備することは現時的には不可能であり、何らかの規制がなくとも、こうした消費者のニーズに応えるために、コンテンツプロバイダーへの競争的なアクセス環境の提供、接続仕様の公表、オープンなプラットフォームの開発を推進しようという商業的なインセンティブが移動体通信事業者に存在するからです。</li> <li>・コンテンツ配信への規制は、独占的な事業者による排他的な取り決め（こうした取り決めは独占力をさらに強化します）を防止するためにのみ用いられるべきであると考えます。</li> <li>・この日本の移動体通信業界における市場主導型のコンテンツビジネスモデルに介入することは、先進のコンテンツサービスの開発と商業的展開におけるグローバルリーダーとしての日本の素晴らしい成功を損なうという高いリスクをとともないます。</li> <li>・2.3 項で詳細を示しています。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	
20	(3)	<p>無線 LAN による公衆でのデータ通信サービスが始まっているが、携帯電話や PHS のネットワークと無線 LAN のネットワークの両者を併用したサービスの普及が期待されている。その際、携帯電話や PHS の事業者の多くが、その通信設備を MVNO に開放していない状態で、それらの事業者が無線 LAN サービスを手がけた場合、それらの事業者が携帯電話や PHS と無線 LAN のサービスを両方提供できる（一方、このような囲い込みはユーザの利便性を損なっていく。）のに対し、無線 LAN 事業者、あるいは無線 LAN 事業者の通信設備を利用してサービスを展開する事業者は、携帯電話や PHS のサービスと組み合わせたサービスの展開ができず、致命的に不利な状況での競争を余儀なくされる。</p> <p>従って、MNO には、その通信設備の MVNO への開放が進むまでの間、無線 LAN サービスを行うことに対して制約を設けるべきである。</p> <p>また、無線 LAN サービスが黎明期にあり、今後の普及が極めて重要な位置づけにあることから、暫くの間は、無線 LAN サービスは、他のデータ通信サービスとのバンドルでの販売が主力になると考えられる。なぜなら、無線 LAN サービスは、単独ではまだ事業モデルが成立していない段階にあるからであり、他の関連サービスと</p>	御意見は、参考とさせていただきます。

		<p>のバンドルによって短中期的には事業を成立させ、長期的には無線 LAN サービスを単独で事業成立させることを目指す事業者が多いと推測されるからである。</p> <p>従って、関連サービス、具体的にはデータ通信サービス分野で大きなシェアを占める事業者が無線 LAN サービスを展開する場合には、その無線 LAN サービスを他の事業者に開放することを義務付けるか、あるいは制約を課すといった対策が、無線 LAN サービスの健全育成のために必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近、いくつかの報道において、新しいワイヤレステクノロジーによる移動体通信業界への競争脅威について言及しています。これは特に移動体データ通信サービスにおいて顕著です。しかしながら、これらの新しいテクノロジーが通信業界にどのようなインパクトをもたらすかという点について、評価することは時期尚早です。こうしたテクノロジーは、全般的なレベルで移動体通信業界における競争レベルを上昇させるものと思われます。</li> <li>・こうした新しいテクノロジーの発展においては、規制の枠組みの技術中立性を確保することが重要です。</li> <li>・また、このような市場の進展の初期段階において、規制介入を行なうべきではないと考えます。なぜならば、新しいビジネスモデルによる影響や既存の通信市場との関係について明確な全体像がまだ形成されていないからです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	御意見は、参考とさせていただきます。
20	(3)	<p>&lt;原文&gt; P20・5-1-1(3) 『固定電話のIP化に対して、携帯電話は、今後どうIPと向き合うのか。例えば、固定電話と携帯電話は、これまで別々のネットワークとして構築されてきたが、基幹系の統合などが進む可能性がある。携帯電話のサービス需給に対しIP技術はどのような影響を与えることになるのか。』</p> <p>「例えば～進む可能性がある」とあるが、今後は供給面からのみではなく、需要面からも固定電話と携帯電話の融合サービスが求められることを勘案すると、「携帯電話のサービス需給」への影響の分析・評価にあたっては、上記の融合サービス領域に対する需給面からの影響の分析・評価も含めて行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	御意見の「融合サービス領域に対する需給面からの影響」について、具体的な提示をお願いします。
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返しになりますが、このような進展の影響を評価することは時期尚早です。現時点では、IP化への進展が見られ、将来的にも増えて行き、これが移動体通信</li> </ul>	規制の枠組みが競争中立的であるべきという御意見に基本的に賛同します。しかし、どのような規制が競争中立的であるのか、あるいは競争中

		<p>業界の競争レベルを向上させることを認識することに留めるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、繰り返しになりますが、IP化の点においても規制の枠組みは競争中立性を維持することが重要です。</li> <li>・公衆無線 LAN については、この新しい IP ベースのビジネスモデルの影響が持続的な市場失敗を明白に示すとともに、規制介入のメリットがそのコストを上回ることがない限りは、規制介入すべきではないと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>立的とはIP化の周辺にあって具体的に何を指すのかについては検討が必要であると考えます。</p>
20	(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3GにおいてVodafone Mobile Officeなどの集中型のサービス進展が加速しているため、企業向けの移動体通信サービスの市場は、より競争的になってきているものと考えます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>具体的にデータを提示してください。</p>
21	(3)	<p>無線通信の技術革新が急速に進展し、新たな無線通信設備の投資が活発に行われる一方で、無線通信設備によっては、その使用効率が低下するケースがある。PHSはその一つであると考えます。</p> <p>従来、使用効率が低下し、事業採算が取れなくなった通信事業は、他の通信事業者が、周波数の免許と無線通信設備、および顧客を含めて引き取るのが慣例であり、実質的に唯一の救済方法となっている。</p> <p>しかしながら、周波数の免許と無線通信設備の保有者とを分離して考えれば、周波数の免許を有する者が、無線通信設備は自前で持たず、他の無線通信設備を有する事業者から借り受けることで、新たな事業方法を生み出すことが可能となる。同様の無線技術を使用した無線通信設備を、様々な事業者が構築し、それぞれの通信設備の使用効率が高くなる状況をつくることに比べ、同様の無線技術を使用するのであれば、より少ない事業者が通信設備の投資を行うことでコストの最適化をはかり、一方で周波数の免許はより多くの事業者に与えることにより、競争環境を生み出すことが可能となる。</p> <p>周波数の免許と無線通信設備は、従来、同一者が保有することが前提となっていたが、この2つのレイヤを分離することは、上記のような事業採算が取れなくなった通信事業への救済方法として有効なだけでなく、新しい技術になればなるほど無線通信設備の投資額が増加することが多いことを考えると、無線通信設備の保有者を少数にしながら、周波数の免許保有者として顧客サービスを展開する事業者を多数参入させることが可能となり、競争環境を整えるのに有効であると考えます。</p>	<p>PHSは携帯電話との相関をみながら分析を進める予定です。しかし、抜本的対策の是非やその内容をこの競争評価で検討することはありません。</p>

		<p>現行法制下でも、周波数の免許を受ける者と無線通信設備の保有者との分離は可能であると考えますが、法律や規則等において明示することで、一つの新しい方法として確立すべきである。</p> <p>PHSについては、その用途が急速に音声通話から無線データ通信に移行しつつあり、その需要家像は個人の簡易な携帯電話から企業活動を支えるビジネス用途へと変貌しつつある。従って、需要数のみに着目した事業展開さらには電波政策ではこの実業を支えているインフラを崩壊させる可能性があり、まずはPHSに着目した上記施策の展開が望まれる。</p> <p>PHSは、今後のさらなる普及が期待される無線データ通信分野に最適なネットワークの一つであり、特に法人が使用する無線データ通信分野では、その有効性は他に類を見ない。また、アジア諸国、特に中国においてPHSは目覚ましい普及を遂げており、かつて日本がPHSをアジア諸国にプロモートした成果が確実に現れてきている。日本で生まれたPHS技術が諸外国において普及しつつあることは、国民の一人として喜ばしいかぎりではあるが、日本国内のPHSの現状を見ると、DDIポケットが無線データ通信分野を中心に奮闘しているものの、全体としては低調な状況が続いており、抜本的対策が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	
2 1	( 3 )	<p>・弊社は、PHSサービスの段階的廃止によって、移動体通信業界の競争レベルが低下するとは考えていません。3Gの豊富なコンテンツ、広帯域、より先進のサービスと機能によって、競争レベルが大幅に高まっていくものと考えます。より多様な3Gのマルチメディア環境によって、2Gに比べより多くのビジネスパートナーが革新的なコンテンツとアプリケーションの提供で競合する機会が提供されるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>コンテンツ・アプリケーションの競争によって電気通信サービスの競争が活発化するのでPHSサービスの段階的廃止は電気通信サービスの競争レベル低下にはならないとの御意見と思われれます。しかし、これらサービス間の関係が御指摘のようなものなのかは分析を要する事項と考えます。</p>
2 1	( 3 )	<p>2 1 頁の5 - 1 - 1 移動体通信の( 3 ) の PHS 部分については、弊社としては、携帯電話と PHS は同一市場と考えており、そういった意味で PHS のみについて論点として取り上げるのは適切ではないと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【ディーディーアイポケット株式会社】</p>	<p>「携帯電話とPHSは同一市場」とする理由を具体的に提示してください。</p>
<b>5 - 1 - 2 IP電話</b>			
2 1		<p>・ IP電話については、「固定電話からの移行が全国的かつ急速に進む可能性がある」とありますが、接続料金や技術的課題についてまだ整理できていない事項が</p>	<p>IP電話については、「IP電話のネットワーク/サービス供給に関する研究会」において市場</p>

	<p>多いと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省殿におかれましては、競争評価よりも先に、I P 電話の市場構造及び技術構造を明らかにしていただけますよう強く要望いたします。</li> <li>・ N T T 東西の「集合住宅向け I P 電話サービス」は、N T T 東西の基本料に相当する部分が代替となるサービスですが、基本料や接続料金の議論とは切り離されたところですので認可されています。総務省殿におかれましては、接続事業者の提供するドライカップ電話がN T T 東西に与える収支の影響が懸念されるなかで、N T T 東西自らはI P 電話を開始している事実を考慮し、今後もN T T 東西の支配力について検証いただけますよう強く要望いたします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>の構造を明らかにする作業を優先させる考えです。</p>
	<p>電気通信市場における競争状況を、分析・評価しようとする試みは、たいへん意義があることと考えておりますが、当該分野は、技術革新が激しく、新サービスの登場やサービスの統合・融合が短期間に実現されるなど、市場の変動・流動が激しく、サービス・技術の進展により、新技術を用いた代替的なサービスや複数サービスのバンドル・垂直的統合サービスの出現等、従来の市場の枠を越えた競争が展開され、市場が複雑化している状況にあると考えております。</p> <p>今回、分析・評価の対象とされる「I P 電話」についても、当初はブロードバンドサービスとセットで提供される「050番号」I P 電話から始まりましたが、最近では、「0AB～J」番号を使用した高品質で緊急通報に対応したI P 電話や、ブロードバンドサービスと切り離して単独で提供されるI P 電話等、そのサービスグレードや提供形態は多様化し、様々なサービスと競合・融合関係にあります。</p> <p>したがって、競争状況の分析・評価の実施にあたっては、単に「I P 電話」だけを対象とするのではなく、ブロードバンドサービスや固定電話、さらには最近のドライカップを利用した直収電話等との競合状況や融合関係等、多角的な分析・検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>御指摘のとおり市場は複雑化しており、I P 電話についてもブロードバンドサービスや固定電話、ドライカップ利用による直収電話との関係など多角的な分析、検討が必要であると考えます。このため、まずこうした市場構造を明らかにし、その内容を広く共有する作業として「I P 電話のネットワーク/サービス供給に関する研究会」を開催することにしています。</p>
2 1	<p>0AB-J IP 電話市場への新規参入に対する緊急通報要件の影響分析が必要</p> <p>参入制限ではないが新規参入を事実上困難とする制約事項の事例として、周波数割当てが例示されていますが(基本方針29ページ 4-4-1) 0AB-J 番号 IP 電話における制約事項の事例として、0AB-J 番号指定要件として緊急通報が利用可能であることが求められていることについても、その影響を分析していただくようお願いいたします。</p>	<p>御意見は、参考とさせていただきます。</p>

	<p>この緊急通報の要件は、0AB-J 番号による電話サービスのライフライン的性格から、必要なものであることは理解いたします。しかし、全国規模で 0AB-J 番号によるサービスを提供するためには約 1,300 箇所の消防機関（消防本部・分署・消防団）との間で個別に接続合意を行わなければならない、ソフトバンクグループで準備中の「おとくライン」の状況を参考にすれば、交渉を始めてから運用開始までに次のとおりかなりの負荷がかかることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問回数（交渉～工事～試験～運用開始）：1 消防機関あたり 5 ～ 10 回 工事業者などの訪問を含めると、さらに多くなります。</li> <li>・交渉期間：半年～1 年程度 接続交渉自体は 1 ～ 3 ヶ月で可能ですが、その後、自治体の承認、契約書締結、指令台工事、回線手配等の行程があり、運用開始までには上記の期間を要します。また、年度予算の絡みで、1 年以上かかる場合もあります。</li> </ul> <p>これを各事業者の個別の対応に任せている現状では、消防機関の同意が得られるまでに膨大な時間と費用がかかり、緊急通報要件が、事実上、新規参入を妨げる結果になっています。よって、その影響度合いを分析のうえ、緊急通報を利用可能とするためにかかる時間と費用を新規参入者にとって受忍可能な程度のものとするための政策的配慮の検討を進めるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク B B 株式会社】</p>	
2 1	<p>固定電話市場からのレバレッジなどによる競争阻害要因が存在する</p> <p>今年度の評価対象として新たに加えられた IP 電話は、実施細目（案）に「現在は ADSL や F T T H に付随する標準的なサービスとしてブロードバンド回線を用いたインターネット接続サービスと一体的に取引されている。」（P2 1 5 - 1 - 2（2））と述べられています。つまり、IP 電話とインターネット接続サービスは共通のアクセス回線や IP ネットワークを利用する 경우가多く、両者には分析・評価しなければならない共通の競争促進要因や競争阻害要因が存在するところが多くあります。従って、IP 電話の競争評価においても、昨年度のインターネット接続の競争評価において分析・評価された競争促進要因と競争阻害要因について、次のとおり分析・評価する必要があると考えます。</p> <p>（ア）競争促進要因の分析・評価</p>	御意見は、参考とさせていただきます。

共通の競争促進要因として評価しなければならないのは、第一種指定電気通信設備の接続義務や、コロケーションルールといった新規参入を促進する接続ルールが整備されたことです。昨年度の競争評価においても、ADSL市場の分析の中で「接続ルール下でアンバンドル化された諸機能を用いて、競争者は、ADSLを提供し、その地域を広げてきている。接続ルールは、次のような点で十分に効果を上げている。」(総務省「平成15年度電気通信分野における競争状況の評価」P192)とし、ラインシェアリング導入によって、競争者が現実的に参入可能な接続料金が実現したこと、またダークファイバの利用が可能になりNTTビル間を結ぶ大容量、低価格、迅速なネットワークが構築できるようになったこと等を評価しています。

本年度の競争評価においては、例えば緊急通報に関する接続ルールの創設などIP電話の参入障壁となっている問題を解決し、競争を促進するための新たなルール化の検討も必要です。

#### (イ) 競争阻害要因の評価・分析

一方、競争阻害要因に関して、昨年度の競争評価において、同じくADSL市場の分析の中で、「(NTT東西の)営業妨害を指摘する意見や事務の効率化を求める声のほか、スペース、電源、MDF接続などのリソース不足の解消を求めるといった意見もある。」(総務省「平成15年度電気通信分野における競争状況の評価」P192)としています。

ここで述べられているのは、(ア)NTT東西の加入電話からのレバレッジ、及び(イ)NTT東西が有する不可欠設備の開放が十分進んでいるかという問題ですが、これらの競争阻害要因は依然残っており、今年度も次に示すような問題について取り上げ分析するべきです。

#### ( ) NTT東西の加入電話等からのレバレッジ

NTT東西は、独占事業として構築した固定電話サービスの市場支配力や、例えば加入電話の顧客情報等のリソースを有してADSL事業、FTTH事業、さらにIP電話事業を実施しており、これらの市場において内部相互補助、顧客情報の目的外利用等で競争を阻害していないかどうか、またレバレッジを抑止するために有効なルールが整備されているかどうかを分析する必要があります。具体的には次のような問題について継続して分析・評価の必要があります。

NTT東西の116番で適正に営業活動が行われているか

a. NTT東西の116番は、NTT東西の営業窓口になっていると同時に、他事業者の顧客が自身に関する情報を問い合わせる窓口をも兼ねています。そのため他事業者にとって不利な状況となっていることが考えられます。

例えば、集合住宅への入居予定者がNTT東西の116番に加入電話の設置や移転を申し込んだときに、オペレータがNTT東西のIP電話を勧誘することが十分想定できます。一方、加入電話の移転情報等を利用できない他事業者は集合住宅に入居予定者があることさえ把握できないことが多く、もしNTT東西がこのような営業活動を行った場合著しく公正競争を阻害することになります。

b. ADSLの申込は、NTT東西の有する加入電話の契約者の名義で申込み必要があるため、名義人が分からない顧客は116番で何度も名義を確認することになります。そのためDSL事業者は、顧客が加入電話契約者名義を正しく認識し、申込みに至るまでにまでに何回も顧客とやり取りを繰返し多大なコストと労力と期間をかけています。自らDSL事業を行い且つ加入電話契約者情報を有しているNTT東西と比べて他事業者が不利な状況となっていることが考えられます。

NTT東西の営業面でのファイアウォールが厳格に確保されているか

a. NTT東西の営業部門と設備管理部門の間、あるいはNTT東西とIP電話事業を手掛けるNTTコミュニケーションズ等の間の人事交流と情報伝達について、ファイアウォールが機能するための適切なルールが定められており、厳格に守られているか。

例えば、NTT東西からNTTグループ会社に異動する場合には守秘義務契約を交わす等のルールが必要と考えます。

b. NTT東西の営業部門あるいはNTTコミュニケーションズ等が、NTT東西の設備管理部門のデータベースにアクセスする場合、競合する事業者の顧客情報にアクセスすることができないような仕組みとルールが定められており、厳格に守られているか。

NTT東西の加入電話等との内部相互補助が行われていないか



- a. NTT東西の加入電話やISDNの営業費用でADSL、FTTH、IP電話の広告宣伝や販売促進活動を行っていないか。
- b. NTT東西の加入電話やISDNの請求書にADSL、FTTH、IP電話の広告や申込書等を同封していないか。
- c. NTT東西の加入電話やISDN等とADSL、FTTH、IP電話のバンドル料金が設定されていないか。

( ) 不可欠設備の開放

昨年度の競争評価において、同じくADSL市場の分析の中で、「ダークファイバに余裕がない、あるいはスペースや電力容量に余裕がないとの理由でサービスの提供に必要な設備がNTT東西から借りられないといった声が競争者にある」、さらに「首都圏から地方へ競争者が進出するようになり局舎スペースに余裕が無いなどの問題が生じているが、新たな設備等の整備には、そのコスト分担の問題をルールとして議論する必要があるだろう」(総務省「平成15年度電気通信分野における競争状況の評価」P184)としています。実際にNTT東西のみがサービスを提供している地域については、中継系ダークファイバの不足、局舎の電力やスペースの不足が競争阻害要因となっており、具体的に次の問題があります。

物理的にリソースがない

NTT東西は予備設備を持っているが、その数量基準や開放基準のルール化や、上記報告書でも指摘しているようにコスト分担のルール化が必要です。

リソースが増設されたとしても、他事業者に迅速に情報が伝わらない

他事業者は、NTT東西が設備増設をおこなったことを、自ら頻繁に開示情報をチェックするほかに、確認する術がありません。また、他事業者に迅速に情報開示されるとは限りません。この問題の解消の為に、事前調査を申請した結果、リソース不足だった場合、当該事業者はNTT東西が当該設備を増設した際に優先して割り当てを受けられることができる等のルール化が必要です。

NTT東西の設備増設計画に他事業者のニーズが反映されない

NTT東西は自社がサービス提供を行う為に必要となった設備の計画はするが、

		<p>他事業者のサービス提供計画に基づく要望によって計画をすることはありません。これは明らかに不公平であり、NTT 東西の利用部門と他事業者が平等に設備利用できるようにルール化することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク B B 株式会社】</p>	
2 1	( 1 )	<p>固定電話発-IP 電話着の通話料に関連する分析・評価も行うべき</p> <p>050 IP 電話発/固定電話着の通話料は、当社サービスをご利用いただいた場合、全国一律 7.5 円(税別 3 分間通話料、以下同じ)で、固定電話発/固定電話着の通話に対して競争力がある料金設定となっておりますが、その逆方向の通話においては、市内通話の料金が固定電話発/固定電話着 8.5 円、固定電話発/ 050 IP 電話着 10.5 円であり、料金水準の逆転現象が起きています。このため、固定電話から市内通話をかけようとする相手先が固定電話と 050 IP 電話の両方を備えている場合、この料金差を知っている発信者は着信先として 8.5 円で通話ができる固定電話を選択することになりますが、これは NTT 東西が固定電話発/050 IP 電話着の通話料設定における独占力を利用して、市内通話の着信を、自社がほぼ独占状態にある固定電話へと誘導するための恣意的料金設定ではないでしょうか。</p> <p>サービスのコスト構造は会社によって異なるため、一概にはいえませんが、NTT 東西の固定電話と当社の 050 IP 電話との間の通話には、発着が逆になることにより 3 分間で 3 円の料金差があることを考えると、固定電話発/050 IP 電話着の通話に何らかの形で競争が導入されることで、この方向性格差が縮小する可能性があるのではないかと推測されます。</p> <p>よって、IP 電話に関わる競争の評価・分析として、固定電話発/050 IP 電話着の通話にも着目し、固定電話相互間の通話にマイラインによる競争状態が生じているように、固定電話発/050 IP 電話着の通話にも、発信者が相手先電話番号の前に例えば事業者識別番号をダイヤルすることによって、着信側の IP 電話事業者が設定する通話料の適用を選択できるようにする等の措置により、050 IP 電話に着信する市内通話の料金に競争を導入することの必要性を検討すべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク B B 株式会社】</p>	御意見は、参考とさせていただきます。
<b>5 - 2 定性的要因の分析手順</b>			
2 2		<p>・弊社は、日本の移動体通信業界の競争状況と将来の進展を理解するためには、定性的要因が定量的要因と同様に重要であるという点について総務省殿の意見に賛同します。定性的要因は、静的競争(特定の時点での競争)だけでなく、動的競争(時間の経過に伴う競争)の測定にも利用すべきです。2.1 項での説明した通り、</p>	「定性的要因を計測するための最善の方法について」の国際的事例の提供を歓迎します。

	<p>この点は日本では特に重要です。なぜならば、移動体通信業界のグローバルリーダーとしての地位は技術革新の上に築かれているからです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術革新やサービスの質などといった定性的要因が、価格や通信時間などの定量的要因よりも計測が困難であっても、それらをしっかりと考慮することが重要です。</li> <li>・また、弊社は、定性的要因の分析とそれらを客観的な基準と照らし合わせた評価のプロセスが、オープンかつ明白で客観的なものであるべきという点に賛同します。それらのプロセスや評価基準についてはパブリックコメントのプロセスを経た上で最終決定がなされるべきですが、実施細目(案)においてはそれらについての詳細な提案がなされていません。</li> <li>・定性的要因は、離散選択モデルなどの統計ベースのアプローチよりも、市場画定に向けた目的を明確にしたアプローチを通じての方が、より良く把握できます。弊社は、定性的要因を計測するための最善の方法について、国際的事例を提供可能です。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	
--	--	--

## 6 スケジュール

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
23		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スケジュール案では、効果的なパブリックコメントを行なう為の十分な時間が取られていません。特に、移動体通信市場の重要性和複雑性を考慮すると時間が不十分です。</li> <li>・英国では、2000年の移動体通信市場のレビューに合計で1年間を要しましたが、総務省殿は約7ヶ月でこれを実施しようとしています。また、英国では最初の意見募集対象文書に関して意見提出の期限を設定していませんでしたが、総務省殿は実施細目(案)と基本方針(案)の意見募集に関してわずか18営業日しか設定していません。さらに、英国では評価結果案に対する最初の意見募集に3ヶ月、この意見募集のコメントに対する再意見にさらに2週間を設定しましたが、総務省殿のスケジュール案では、評価結果案に対する意見募集には通常の間期の4週間しか設定されない可能性が高いと共に、意見募集に寄せられた意見に対して再意見を提出する機会が設けられておりません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>英国は、規制の枠組みを変えるための手続きとして競争レビューを位置づけており、そういう一連の流れを日本に当てはめれば、競争評価を反映した政策変更までの期間を指すわけですから、比較の対象が違います。また意見募集期間は閣議決定(「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月決定、平成12年12月一部改正))を踏まえて合理的期間を設定しているところであり、加えて書面による意見提出を補う意味で公開カンファレンスなどの意見交換の機会を設けています。</p> <p>我が国の競争評価は、各年度ごとに対象領域を決めて、限られた期間内に、可能な限り具体的に</p>

			<p>競争状況を分析、評価するものです。その過程では、意見募集、カンファレンス、シンポジウム等、様々な機会を通じて、関係者からの意見を聴き、議論を行いたいと考えており、各事業者の意見表明等は歓迎します。</p> <p>しかし、我が国の競争評価は、英国における競争レビューのように政策変更等を決めるものでなく、御指摘のように英国の事例と比較するのであれば、政策変更にいたるまでのプロセスで対比する必要があり、日本の手続きが不十分との御指摘は正鵠を得ていません。</p> <p>意見募集にしろ公開議論にしろ、分析の立場からすれば質が重要なので、情報公表や社会的合意形成を一段実り多いものとする御提案であれば、これらのプロセスは行政当局だけでなく関係事業者の主体的参画を必要とするものであるので、一層の御協力をお願いします。</p>
--	--	--	---

【別紙】 サービスの供給構造

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
<b>1 インターネット接続</b>			
25	(1)	<p>&lt;原文&gt; P25・1(1)『ISPのネットワークは、利用者を収容するためのアクセス回線を提供する事業者のネットワークや他のISPのネットワークと接続してはじめて、国内外のインターネット網の一部を構成するようになる。』</p> <p>ISPにおけるトランジットやピアリングといった接続の市場においては、世界規模のバックボーンを有するISPを頂点に階層化されており、それぞれの階層における市場画定のあり方も検討する必要があると考える。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>「それぞれの階層における市場画定のあり方も検討」するとして、どのようなデータに基づきどう検討するべきかについて、貴社の具体的な提案を歓迎します。</p>
<b>2 - 1 携帯電話</b>			

3 1	( 3 )	<p>&lt;原文&gt; P 3 1 ・ 2 - 1 ( 3 )『各事業者は、一般に、公式サイトのみを自社のポータルコンテンツメニューリストに掲載し、利用者が URL をいちいち入力しなくても容易にアクセスできるようにしている。』</p> <p>いわゆる「公式サイト」以外においても容易なアクセス方法が多様に存在するため、それらの記述も追加するべきである。なお、ドコモの場合、iメニューサイト以外でも、ブックマークへの登録、マイボックスへの登録、最近ではバーコード読取機能等で容易にアクセスできる他、他社ポータルサイト経由によるアクセス方法も存在していると同時に、サイトに容易にアクセスできる安価なデバイスも普及している。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>「公式サイトのみを(中略)アクセスできるようにしている」という部分は、事実関係を記述したものであり、公式サイトを説明する文章として適切と考えます。</p> <p>一方、御指摘のように公式サイト以外のアクセスについてそれを促す方向での取組も進められているのは事実ですから、平成16年度の競争評価の分析にあって、そのような事実関係を具体的に提示いただいて記述を加えていく考えです。</p>
3 1	( 4 )	<p>&lt;原文&gt; P 3 2 ・ 2 - 1 ( 4 )『すなわち、日本のモバイルインターネットは、コンテンツの認定から、コンテンツポータル、ISP、ネットワーク、端末に至るまで電気通信事業者が垂直統合的に展開してきたところに大きな特徴がある。このため、モバイルコンテンツビジネスは、常に携帯電話事業者の強い影響下に置かれてきた。携帯電話事業者は、自身の責任でコンテンツを認定して諸機能を提供するので、必然的にCPのビジネスモデルに干渉、影響することになる。CPにとってはビジネスの成否が携帯電話事業者の意向に大きく依存する結果となり、その傘下で享受する利益が大きい分、傘下にいない事業者の不満につながっていた。』</p> <p>「このため、モバイルコンテンツビジネスは、常に携帯電話事業者の強い影響下に置かれてきた。～傘下にいない事業者の不満につながっていた。」とあるが、当社はCP側の要望を最大限に参考にしながら、諸仕様、ルール等を決定し、かつ必要な限り関連情報は開示しているため、「事業者の不満」は相当程度解消されていること、及び「垂直統合的に展開」したことこそが世界に先駆けてモバイルインターネットビジネスが日本で立ち上がった原動力であることを勘案すると、「垂直統合的に展開」を「携帯電話事業者の強い影響下」等ネガティブに結び付けて記述する原案は不適切であり、削除するべきである。 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>事業者の不満が以前に比べて減少していること、あるいはモバイルインターネットビジネスが日本で立ち上がった原動力の一つに垂直的な展開があるだろうことには賛同します。しかし、該当箇所はこれまでの歴史的経緯を述べている箇所であり、3Gの普及によってかつての関係にどのような質的变化があるのかを分析する必要があるというのが、全体の文脈です。例えば、「CPにとっては、公式サイトとして認められ、コンテンツメニューリストの上位に位置してもらうことが安定的な収入につながり、一方の携帯電話事業者にとっては、利用者のニーズに合った魅力あるコンテンツをリストに上げることでトラフィックが拡大し、通信料収入が増大するという関係が続いてきた」と相互互恵的な関係について記述するなど全体としてバランスのとれた記述になっていると考えます。</p> <p>なお、一部表現について修正します。</p>
3 1	( 4 )	<p>日本の電気通信事業分野での競争状況の現状 我が国においては、通信事業者の垂直統合モデルによる2Gの成功によって、ユーザーや事業者は、繋がるという通信機能だけではなくメール機能、認証機能、</p>	<p>御意見は、参考とさせていただきます。</p>

		<p>ポータル機能、課金機能等までも必須機能として認識している。</p> <p>しかしながら、これらの機能は、通信ネットワークと一体化することで最適化するように提供されており、諸外国のように ISP、MVNO 等のレイヤーをアンバンドル化するだけでは我が国においてサービスレベルの低下は免れなく、公平な競争状況を確保することは不可能である。特に新規事業者にとっては、スイッチングコストをカバーしたメリットを提供することが求められる事を考えると新規参入の障壁があるといわざると得ない。</p> <p>現在、我が国においても ISP や MVNO として携帯電話事業に参入することは可能であるが、実際には数社が小規模な事業展開しているだけで、十分な競争環境にあるとはいえない。このような状況になっているのは、我が国の携帯電話事業の垂直統合が高度に進行しているため、各レイヤーでのアンバンドル化だけでは、かえって利便性を損なうことになるからである。例えば、ISP レイヤーのアンバンドル化で、インターネットアクセスとともにメール機能もアンバンドル化されているが、携帯電話のメールサービスを提供するには、携帯電話システムと連動した特有のシステムを構築する必要があり、一般の ISP が参入することはコスト面でもノウハウ面でも大きな障害がある。このように、携帯電話のシステムと連動することで、最適化されるような機能については、アンバンドル化と同時に、開放すべき必須設備として考えるべきである。</p> <p style="text-align: center;">【モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
3 1	( 4 )	<p>解放する設備等の範囲と条件について</p> <p>アンバンドル化と平行して解放すべき設備等の範囲と条件が提供されれば、アンバンドル化され新規事業者が参入した場合でも公平に競争できる環境を実現できる。</p> <p>つまり、通信ベアラレイヤー、ISP レイヤー ポータルレイヤーにおいてアンバンドル化された場合、メール機能、認証機能、課金機能等のどこまでがそれぞれのレイヤーで最適化されている機能となっているのか判断することが必要である。これによって新規事業者に開放する設備の範囲と状況を策定する施策が実現すれば、それぞれのレイヤーで新規事業者の参入が容易となり公平な競争環境が実現でき、あらゆる産業のデジタル化、ネットワーク化を志向している事業者がコンテンツやアプリケーションの価値を最大化するために電気通信事業に参入するモチベーションが高まると考える。</p> <p>例えば、書籍やレコード等を流通しているコンテンツ産業は、現在パッケージ流通を前提としたレガシーシステムだけではシュリンクが加速しておりデジタル化、ネ</p>	御意見は、参考とさせていただきます。

		<p>ットワーク化への展開が必須の状況である。上記のように電気通信分野への参入障壁が緩和されれば、携帯電話事業においても新規参入の ISP や MVNO が高品質なコンテンツ、サービスにあった多様なインフラを提供することで電気通信事業分野の競争状況を加速させる可能性が高いと考える。</p> <p style="text-align: center;">【モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
3 2	( 4 )	<p>&lt;原文&gt; P 3 2 ・ 2 - 1 ( 4 ) 『携帯電話事業者は、一人一人の利用者に対して電話番号等と結びついた唯一の認証 ID を発行している。携帯電話事業者が CP にこのユーザ ID を「公式サイト」及び携帯電話事業者が選定した「非公式サイト」のみに提供している。』</p> <p>「携帯電話事業者は、一人一人の利用者に対して電話番号等と結びついた唯一の認証 ID を発行している。」とあるが、あくまで利用者の認識の上で発行しているものであること、及びユーザ ID をすべてのサイトに公開することは、必ずしもユーザに有益な善良な CP のみが存在しているわけではなく、迷惑メール業者などユーザに極めて不利益を与えうる CP も少なからず存在する事実を鑑みれば、ユーザ保護、それに端を発したキャリアの道義的な責任の観点から、現在の携帯事業者がユーザ ID の取り扱い方針を策定しているものであるため、いわゆる「非公式サイト」にはユーザ ID を提供していないドコモの例を勘案すれば、「携帯電話事業者は、利用者の認識の上、一人一人の利用者に対して電話番号等と結びついた唯一の認証 ID を発行している。また、ユーザ保護、それに端を発したキャリアの道義的な責任の観点から、携帯電話事業者が CP にこのユーザ ID を『公式サイト』のみに提供している。」に修正すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>「携帯電話事業者は、(中略)のみに提供している」ことは、事実関係を記述しています。ユーザ ID と公式サイトや非公式サイトとの関係を説明する文章として適切と考えます。御指摘のように、認証 ID の公開はユーザの不利益につながる側面もあります。しかし、ここは今後の分析において前提となるサービスの供給構造についての記述であり、その分析、評価はこれからの作業です。</p>
3 2	( 4 )	<p>&lt;原文&gt; P 3 2 ・ 2 - 1 ( 4 ) 『CP は、自らのコンテンツを利用者に知ってもらわないことにはビジネスにならない。携帯電話事業者のポータルメニューの上位に掲載されれば、携帯電話のプロモーションの恩恵に浴することができる。』</p> <p>ドコモの場合、ポータルメニューの上位掲載はユニークユーザ数もしくは有料登録者数によるものであり、携帯電話事業者がプロモーションを行っているものではないため、「携帯電話事業者の～浴することができる。」は削除すべきである。また、CP が自らのコンテンツを利用者にアクセスしてもらう方法として、自ら TV、雑誌</p>	<p>「携帯電話のプロモーション」という記述は、CP のコンテンツプロモーションを指すのではなく、携帯電話事業者が自社の製品・サービスのプロモーションを行えば CP もその恩恵に浴することになるという趣旨です。誤解を招く表現のようなので修正します。</p>

		<p>等による PR を行う他、例えばバーコード読取機能の提供によって、目的のサイトへポータルを介さずに簡単にアクセスすることが可能になっている等、多様化が図られている点も併せて考慮すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
33	(6)	<p>&lt;原文&gt; P33・2-1(6)『高度なアプリケーションを提供しようとする、携帯電話事業者が持つユーザ情報、端末利用情報、利用位置情報、UIM カードによる認証機能、課金機能などを、ある程度 CP 側が自由に使えるようにしなければアプリケーションの開発が進まず、端末やサービスの向上につながらない。個人情報保護、セキュリティといった問題と密接不可分な問題でもあるので、今後これらの関係者がどのようなビジネスモデルを作り上げていくのか、市場の競争状況にも影響が及ぶのは間違いない。』</p> <p>「CP 側が自由に使えるようにしなければアプリケーションの開発が進まず・・・」という記述など、携帯事業者側が諸情報や仕様を閉鎖的に取り扱っている印象を与える表記になっている。しかしながら、現実的には、総務省が指摘している個人情報保護やセキュリティの観点などとのバランスの中で、各携帯事業者は、最大限の開示を行っているのが現実であり、そのような状況も勘案した表現であるべき。</p> <p>よって、「個人情報保護、セキュリティといった問題と密接不可分な問題でもあり、現実にはこれらの観点とのバランスの中で各自業者は各機能の開示を行っているところであるが、～」と記述すべきである。</p> <p>また、ご指摘の個人情報保護やセキュリティに加え、著作権管理や法的責任といった問題も存在することから、競争状況の分析・評価にあたってはそれらについても十分な考慮をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>印象の問題と思いますが、いずれにせよ一部修正します。「各携帯事業者は、最大限の開示を行っているのが現実」等については、分析、評価の問題であって今後必要に応じて取り上げていきます。</p>
33	(6)	<p>&lt;原文&gt; P33・2-1(6)『蓄積・増強されたプラットフォーム的機能がいかに広く社会的な基盤として利用されていくかが課題である。本格的なブロードバンド化、ユビキタス化の時代に向けて、モバイルインターネットが、移動体通信サービスとモバイルコンテンツビジネスのみの基盤から、より広い社会生活・産業経済の基盤へと進化するための課題であり、このような基盤の形成において携帯電話事業者がどのような社会的役割を果たしていけるのかは市場の競争状況を分析する上で重要な関心事であり、また、競争政策に対する一つの示唆である。』</p>	<p>御意見は、参考とさせていただきます。</p>



		<p>市場における他事業者との競争の中で、より広い社会生活・産業経済の基盤への進化を目指すものであり、それはあくまで市場競争下での戦略であるものの、携帯電話事業者は同時に社会的役割を果たすべき責務も担っていることから、特にプラットフォーム的機能にかかる評価にあたっては、短絡的に競争促進的か否かの一面のみで捉えるべきものではないものとする。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
--	--	--	--

**3 IP電話**

47	(2)	<p>&lt;原文&gt;  P47・3(2)『そのサービス形態は、  中継網だけをIP化し加入者網はNTT東西の加入電話及びISDN網を利用する仕組み(発信者が番号規則第5条に規定する事業者識別番号をダイヤルして発信するものに限る。)  加入者宅内で音声信号をIP化しブロードバンドサービスを利用して通信を行う仕組み(IP電話の提供のために番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)  の2つがあるが、平成16年度の競争評価では、は「IP中継電話」としてとは区別して取扱う。』</p> <p>については今年度の競争評価の「IP電話」の対象外とする理解でよろしいでしょうか。そうでしたら、のみを分析対象とすると記載願います。  また、も対象とする場合は、当該サービスはマイライン競争におけるサービスであり、設備だけに着目した分析ではなく中継サービスについての考慮が必要になると考えます。</p> <p>【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>分析は、結果的にが中心になるかもしれませんが、が対象外というわけではありません。また、「も対象とする場合は、当該サービスはマイライン競争におけるサービスであり、設備だけに着目した分析ではなく中継サービスについての考慮が必要になる」という御意見には賛同しません。</p>
----	-----	---	---

**【別添1】 個人向けアンケート調査実施要領**

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
49	2(1)	<p>&lt;原文&gt;  P49・2(1)『サンプル数(=有効回答者数)1,000程度』</p>	<p>平成16年度競争評価の分析対象である携帯電話やPHSについては、実施細目(P3)で示したとおり、「利用者が必ずしもインターネット</p>

	<p>平成15年度の「インターネット接続サービス」についてのサンプル数2,000程度(平成15年度実施細目より)の半分の水準となっているが、携帯電話・PHSに対する個人ユーザの多種多様な機能・サービス選好が想定されることを勘案すると、最低でも昨年のサンプル数以上のものが必要になると考えられ、データが過小な場合には結果が適切とならないおそれが懸念されるため、1,000程度で必要十分であるとする根拠を明示していただきたい。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>を利用しているとは限らないことから」Webアンケートを採用することができません。そこで、費用対効果を勘案し、「電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」を活用することとしています。この電気通信モニターが、1000人程度であることから、「サンプル数(=有効回答数)1,000程度」としたところです。なお、離散選択モデルへの活用、利用者の満足度や情報の十全性の把握等については、1000程度のサンプルで分析可能と考えます。</p>
49	<p>Webアンケート結果の分析には考慮が必要 &lt;原文&gt; P4・2-2-1(2) 『IP電話と公衆無線LANについては、その利用者は現在のところほとんどがインターネット利用者であると想定されるので、Webアンケートを用いて情報を収集する。Webアンケートは、所期のサンプル構成に従って所期の有効回答者数を確保して実施する方法として優れている。』 P49・欄外注『10 Webアンケートは、他のアンケート方法に比べ所定のサンプル構成に従って所定の有効回答者数を比較的短期間で確保することが容易という長所がある。』</p> <p>WebアンケートにはサンプルがWeb閲覧に習熟している利用者層に偏るという短所があります。長所だけでなく、短所についても明記し、アンケート結果の分析時にはこの点に十分注意して取り扱うべきものと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社(再掲)】</p>	<p>アンケート分析にあたってはWebアンケートの特性に十分注意をして行うべきであるという点に賛同しますが、実施細目P4(2)やP49欄外注は、Webアンケートを用いる理由を示した箇所です。IP電話と公衆無線LANについて用いているWebアンケートは、携帯電話ではサンプルの偏りが大きいと判断してそもそも用いていません。</p>

【別添2】 供給者(事業者)側から収集する情報とその公表の取扱

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
<b>1 情報収集の基本的考え方</b>			
69		<p>データの収集について、実施細目(案)においては、電気通信事業報告規則に基づく報告を上回る細目区分についても報告を求めることが示されておりますが、その運用によっては事業者に対し過大な負担を強いるおそれがあります。したがって、</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争</p>

	<p>追加的にデータを収集する際には、その理由を明示するとともに、「競争は有効に機能している」と評価された分野については、データ収集項目を減らすなど、競争評価を実施するにあたり真に必要なものに限定していただきたいと考えます。</p> <p>また、収集されたデータの公表について、今回の実施細目（案）において、「原則公表」との考え方が示されておりますが、事業者は公表できないとの意見を述べるだけで、最終的な判断は御省が行うことになると、企業秘密に関する事項までもが広く公表され、事業者が思わぬ損害を蒙るおそれもあることから、収集されたデータについては、昨年度と同様、原則非公表とし、公表する場合には事前に事業者の了解を得ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、全事業者が一律に情報提出をしない場合には、情報収集に協力した事業者のシェアが過大に評価されないような措置や、情報収集に協力した事業者のみのデータが公表されることのないような措置が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p>
	<p>競争評価のためのデータについては、報告規則や公表資料等既存のデータによることを基本とし、収集・公表にあたっては、全ての事業者を同等に取り扱っていただきたいと考えます。</p> <p>それ以外のデータが必要であり、各事業者に提出を求める場合においても、データ提出についてはコスト増を伴うことを十分斟酌していただき、必要最小限にしていただきたいと考えます。</p> <p>また、データ集計・加工にあたっては事業者を平等に取扱うべきだと考えます。平成15年度のデータ集においては、NTTグループだけは再掲数値を記載するなど特別な取扱いがなされておりますが、客観的な市場分析・競争評価を行うためには、データ集計・加工にあたっては、例えば上位10社の再掲数値を記載する等、事業者を平等に取扱うべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性及び客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>市場の分析は市場を構成する事業者全体の情報を必要とし、その公表も一律が望ましいと考えます。一方、競争評価が今後の政策立案に当たって必要な情報を収集し社会的合意形成を促す意味から情報公表を行う場合に、NTT法や第1種指定電気通信設備などに係る非対称な規制との相関から、情報の収集・公表が一部について他の事業者と異なる取扱いになることがあるのはやむを得ないと考えます。</p>

2 各事業者に提出を求める情報			
70	(2) ( )	<p>&lt;原文&gt; P70・2(2) ( )『サービスの供給能力は、事業者間の競争状況に影響を与えることから、携帯電話/PHSサービスの利用可能地域、基地局数のシェア等を把握するために、基地局数に関する情報を収集する。』</p> <p>収集の目的と提出を求める情報の相関が不明瞭であるため、目的と使用方法の考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基地局数に関する情報により、サービス供給に係る設備ベースの能力をある程度把握することが可能であると考えます。また、使用方法については、事業者間の基地局数の比較や地域別の基地局数の比較等に用いる予定です。各基地局の能力が必ずしも同等でないことは承知していますが、一方でその能力についての情報収集等は競争評価としては過度と考えており、このデータをもって何がどこまで可能かをまず検討することにしたと考えています。</p>
70	(2) ( )	<p>別添2「供給者(事業者)側から収集する情報とその公表の取扱い」で各事業者に提出を求める情報(70ページ)のうち、(V)販売代理店に関する情報については、その手数料やインセンティブの内容そのものが事業者各社の営業上の機密に属する情報であります。こうした販売代理店との関係に関する情報など事業者の営業上の機密に関する情報を、第一次調査として収集・公表することは不適切であると考えますので、これらを第一次情報の対象から除外することを強く要望いたします。</p> <p>【社団法人テレコムサービス協会 政策委員会】</p>	<p>携帯電話やPHSについては、利用者への販売チャネルが、各事業者の競争状況に大きな影響を与えていると考えています。したがって、販売代理店と各事業者との関係を明らかにするためにも、「手数料やインセンティブ」に関する情報を収集する必要があります。</p>
71	(2) ( )	<p>&lt;原文&gt; P71・2(2) ( )『これらの事業者間取引は、各事業者の事業展開、経営状況に大きな影響を与え、競争状況を分析する上で、勘案すべきものであることから、相互接続やローミングサービスに関する料金設定・事業者間精算に関する情報を収集する。』</p> <p>ご指摘の通り、事業展開、経営状況に大きな影響を与えるものであるが故に、これらの情報は重要な企業秘密であり、秘密保持契約を締結しているところである。よって、収集及び公表とも、秘密保持契約との関係及び各事業者を同条件とするため、省令等による義務化が必要と考える。</p> <p>【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>「相互接続やローミングサービスに関する料金設定・事業者間精算に関する情報」とは、個々の事業者間の料金等の情報ではなく料金設定や事業者間精算の種類の事です。したがって、これらの情報が「秘密保持契約」との関係で問題になるとは想定していませんが、もし具体的に問題になる契約があるのであれば情報提出の照会の際に個別に提示していただきたいと考えます。</p> <p>なお、「省令等による義務化」については平成16年度の実践や結果を踏まえてその必要性等を検討します。</p>
72	(2) ( )	<p>&lt;原文&gt; P71・2(2) ( )『サービスの供給能力は、事業者間の競争状況に影響を与えることから、公衆無線LANの利用可能地域、基地局数のシェア等を把握するために、基地局数に関する情報を収集する。』</p>	<p>公衆無線LANが今後急速に発展する可能性を考えるなら、その市場支配力の有無を判断していく必要があります。利用可能地域は地理的市場画定のため、また、基地局数のシェア等は事業者</p>

	<p>収集の目的と提出を求める情報の相関が不明瞭であるため、目的と使用方法の考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>の市場における影響力を判断するための有力な指標になると考えていることから、基地局数に関する情報を収集するものです。</p>
<p><b>3 収集した情報の取扱い</b></p>		
<p>7 3</p>	<p>&lt;原文&gt;  P 7 3 ・ 3 『競争評価に用いる情報は、原則として、公表する。ただし、実施細目に基づき収集する情報については情報を収集する際に、事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、その理由が妥当であれば非公表とする。』  また、報告規則に基づき、各事業者から提出されている情報については、平成16年11月末までに、当該各事業者から公表できない旨の意見及びその理由が提出されたものは、その理由が妥当であれば非公表とする。』</p> <p>&lt;修正案&gt;  競争評価に用いる情報は、原則として、非公表とする。公表が必要と考えられる情報については、事前に関係事業者に対し公表方法を照会し、意見を十分に斟酌する。その上で、保護を要する情報については、集計、加工するなど取扱いに配慮する。  また、報告規則に基づき、各事業者から提出されている情報のうち、平成16年度競争評価に用いるものを明確にし、公表が必要と考えられる情報については、事前に関係事業者に対し公表方法を照会し、意見を十分に斟酌する。その上で、保護を要する情報については、集計、加工するなど取扱いに配慮する。</p> <p>&lt;理由&gt;  P 6 ・ 2 - 3 - 2 ( 3 ) についての意見と同じ。  【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p>
<p>7 3</p>	<p>実施細目(案)P73 「収集した情報の取扱い」におきまして、平成16年度の競争評価においては、平成15年度と異なり、収集した情報の取扱いに関し原則公表になっていること及び報告規則に基づき事業者が提出した情報についても原則公表となっている案につきまして意見を申し上げます。</p> <p>1 . 収集した情報の公表の原則につきまして</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p>

サービス契約者数等の情報は、事業者にとりまして事業展開上非常にセンシティブに扱うべき重要な経営情報であり、これをどういう形で公表するかは事業戦略に該当するものと考えております。そのため総務省殿が行政の政策立案、民間の企業戦略の企画立案等に資することを目的にこれを公表するにあたっては、公表することが適当かどうかのご判断は慎重に行っていただきたいと思います。

具体的には昨年度の実施細目と同様に、「保護すべき情報の取扱には注意し、具体的なデータ等の公表に当たっては、必要に応じて加工や集計の処理を施すとともに、できる限り、当該情報を提出した事業者に対して、その公表方法については公表前に照会を行う」としていただきたいと思います。

## 2. 報告規則に基づき提出した情報の利用と公表につきまして

私も旧一般二種電気通信事業者は昨年度の電気通信事業法改正により初めて報告が義務付けられるようになったものですが、今年度からの導入に際しては以下のようなご説明をいただきました。すなわち報告規則は、反競争的な行為に対する是正命令など事後規制が中心となる電気通信事業法の的確かつ迅速な運用に当たり、総務省にて必要最低限の情報を継続的に把握しておくことを主目的とした制度であり、各事業者の報告内容は集計され、集計されたデータのうち、都道府県別契約者数等の公表することが適当なものは、公表することとする。またこれらのデータは、行政の政策立案、民間の企業戦略の企画立案等の事業運営のために有効に活用することができるもので、電気通信事業報告規則9条でも、「総務大臣は、第二条及び前条の規定により提出された書面等に記載又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする」と規定されているのは存じております。しかし各企業の個別の情報が競争評価などを通じてそのまま公表されるとは想定しておりませんでした。

さらに各事業者からの報告につきましても、速度的にはナローバンドであるフレッツISDNを常時接続に含めるか否かなど、事業者ごとに会員となる契約書の定義が一律ではないこともあり、報告された数字が各事業者にとって偏りのない公平なものであるかどうかはまだ検証されておりません。

競争評価を通じて収集され公表されるデータは市場におけるマーケットシェアとし

なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。

また、定義が明確化できていない点は今後さらに改善したいと考えます。

今回、実施細目(案)等に対する意見提出を受け、報告規則に基づき提出される情報と平成16年度実施細目に基づく収集情報を分けることにしました。平成16年度実施細目に基づく収集情報については、個別企業の情報を同意なく公表することはしません。一方、報告規則に基づき提出される情報の中には、例えば、NTTの開放設備を利用して提供されているADSLの契約回線数などの、公表がなければ政策の是非に関する社会的議論の支障をきたすような情報もあり、このようなものは事業者の同意がなくても公表することがあります。報告規則の情報公表については個別に対処を決めるべきものであって、一律に判断できるものではないと考えます。

	<p>ては非常に権威のある価値の高いものであると考えられることから、各事業者から報告規則に基づいて提出されている情報についてそのまま原則公開されることは事業者にとって競争に大きな影響を与えかねない非常に悩ましいことと考えております。報告規則に基づいて提出された情報であっても、昨年度と同様に、保護すべき情報の取扱いには十分配慮し、具体的なデータ等の公表に当たっては必要最小限の範囲で、かつ事業者へご確認いただければと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【ニフティ株式会社】</p>	
73	<p>&lt;原文&gt; P 73・3 『競争評価に用いる情報は、原則として、公表する。ただし、実施細目に基づき収集する情報については情報を収集する際に、事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、その理由が妥当であれば非公表とする。』</p> <p>電気通信事業報告規則によって収集された個々の情報についても原則公開とはなっていないこと、及びIR等との関係から、当社コメントへの御省の回答「情報を提出する側にIR（Investor Relations）などとの関係から省令化等が望ましいという意見があれば対処する。」（平成16年6月28日）にもあるように、収集情報の全てを原則公開ということではなく、公開が各事業者横並びに必要な場合には、省令化による対処をご検討願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>なお、「省令化」については平成16年度の実践や結果を踏まえてその必要性等を検討します。</p>
73	<p>1. 実施細目に基づき収集した情報に関して 平成16年度実施細目(案)では、平成15年度実施細目と異なり、「競争評価に用いる情報は、原則として、公表する」となっています。収集した情報は、経営戦略上、非常に重要な内容を含んでいるため、結果の公表に際しては、平成15年度と同様、事業者別の公表、または事業者名が推測される形での公表を避けるよう、十分ご配慮いただくことを要望致します。</p> <p>2. 報告規則に基づき提出された情報に関して 旧一般二種の事業者である当社は、今年度より電気通信事業報告を開始致しました。電気通信事業報告の導入に際し、「収集したデータのうち公表することが適当なものは、各事業者の報告内容を集計して公表する(事業者別データは公表しない)」とのご説明をいただいております。従って、当社から提出した情報が、平成16年度実施細目(案)にあるように事業者別に公表されることは、想定しておりませんで</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することにしました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>また、定義が明確化できていない点は今後さらに改善したいと考えます。</p>

	<p>した。</p> <p>上記 1 で申し上げた内容と重複致しますが、報告規則に基づき提出された情報に関しても、経営戦略上、非常に重要な内容を含んでいるため、導入の際のご説明と同様、事業者別の公表、または事業者名が推測される形での公表を避けるよう、十分ご配慮いただくことを要望致します。</p> <p>また、「常時接続型」「随時接続型」等の提出項目に関しても、事業者毎に集計の仕方が異なっていないか等、提出したデータの公平性に対する検証が必要と考えます。</p> <p>3. 実施細目に基づき収集した情報及び報告規則に基づき提出された情報に関して両情報共に、非公表であること及びその理由が明記あるいは提出された場合、その理由が妥当であれば非公表とする、となっておりますが、「妥当」の判断基準が曖昧であるため、定義の明確化をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【ソニーコミュニケーションネットワーク株式会社】</p>	<p>今回、実施細目(案)等に対する意見提出を受け、報告規則に基づき提出される情報と平成16年度実施細目に基づく収集情報を分けることにしました。平成16年度実施細目に基づく収集情報については、個別企業の情報を同意なく公表することはしません。一方、報告規則に基づき提出される情報の中には、例えば、NTTの開放設備を利用して提供されているADSLの契約回線数などの、公表がなければ政策の是非に関する社会的議論の支障をきたすような情報もあり、このようなものは事業者の同意がなくても公表することがあります。報告規則の情報公表については個別に対処を決めるべきものであって、一律に判断できるものではないと考えます。</p>
73	<p>事業者情報の公表には明確なルールが必要</p> <p>昨年度とは異なり、実施細目に基づき事業者から提出された情報については公表を原則とするとのことですが、公表できない理由を付したとしても、その理由が妥当と認めていただけない場合には公表されてしまう可能性があること、また、提出した情報がどのような形式で公表されるかが予見できないこと(提出したそのままの情報が公表される可能性もあること)から、昨年度は情報収集に協力した事業者のうちで今年度は協力を差し控えるところが出てくるのではないかと懸念されます。よって、各事業者の情報収集への協力意思をなるべく妨げないよう、公表はすべての情報を対象とするのではなく、収集する情報のうちで貴省が公表を予定している情報を特定し、その旨とその公表の形式をあらかじめ明示したうえで情報を収集することにより、情報提出前に公表の形態を予見できるよう配慮すべきです。また、実施細目に基づき収集した情報の公表を原則とする場合であっても、電気通信事業報告規則に基づき提出された情報について同規則第9条(集計結果の公表)に定めがないにもかかわらず公表を行うことは、同規則に基づき義務的に提出された情報の取扱いの事後的な変更であるため、公表にあたって各事業者から個別に同意を取り付ける必要があるのではないのでしょうか。個別の同意なく公表することが必要と合理性の見地から妥当と考えられる情報については、省令改正等のしかるべき手順により公表の原則を定めるべきものと考えます。</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目(案)を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>なお、「省令改正等」については平成16年度の実践や結果を踏まえてその必要性等を検討します。</p>



		【ソフトバンクＢＢ株式会社】	
73		<p>省令報告及び今回の実施細目に従って、提出する資料については、競争状況の評価のために有効に活用できるようできる限りご協力いたしますが、いずれも経営情報で社外秘扱いであり、公表されることにより、他社との比較対照等販売施策等のツールとして使用されないよう総務省限りとして、いただきたい。</p> <p>【ディーディーアイポケット株式会社】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>なお、「いずれも経営情報で社外秘扱い」ということですが、全ての情報が「社外秘」であり、公表できないものなのかどうかという点については、情報収集の照会の際に意見交換させていただきたいと考えます。</p>
73		<p>実施細目（案）には、昨年度とは異なり、「競争評価に用いる情報は、原則として、公表を原則する」こととし、「事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、その理由が妥当であれば非公表とする」とされております。しかしながら、公表できない理由を付したとしても、その理由が妥当でないと判断された場合には公表される可能性があり、また、提出した情報がどのような形式で公表されるかが予見できないことから、情報収集への協力を差し控える事業者が出てくる懸念もあります。したがって、情報の収集にあたっては、公表を予定している情報を特定し、公表の形式をあらかじめ明示することにより、提出した情報の公表形式についての予見性を高めるべきと考えます。</p> <p>【日本テレコム株式会社】</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p>
73		<p>また、電気通信事業報告規則に基づいて提出された情報について、同規則第9条（集計結果の公表）に定めに関わらず公表を行うことは、義務的に提出された情報の取扱いの事後的な変更であるため、公表にあたっては、各事業者からの個別の同意が必要があると考えます。個別の同意なく公表することが必要と合理性の見地から妥当と考えられる場合には、省令改正等により公表の原則を定めるべきと考え</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表すること</p>

	ます。	<p style="text-align: center;">【日本テレコム株式会社】</p>	<p>はしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p> <p>また、定義が明確化できていない点は今後さらに改善したいと考えます。</p> <p>今回、実施細目（案）等に対する意見提出を受け、報告規則に基づき提出される情報と平成16年度実施細目に基づく収集情報を分けることにしました。平成16年度実施細目に基づく収集情報については、個別企業の情報を同意なく公表することはしません。一方、報告規則に基づき提出される情報の中には、例えば、NTTの開放設備を利用して提供されているADSLの契約回線数などの、公表がなければ政策の是非に関する社会的議論の支障をきたすような情報もあり、このようなものは事業者の同意がなくても公表することがあります。報告規則の情報公表については個別に対処を決めるべきものであって、一律に判断できるものではないと考えます。</p>
73		<p>実施細目（案）73頁の3において、『競争評価に用いる情報は、原則として、公表する。ただし、実施細目に基づき収集する情報については情報を収集する際に、事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、その理由が妥当であれば非公表とする。また、報告規則に基づき、各事業者から提出されている情報については、平成16年11月末までに、当該提出事業者から公表できない旨の意見及びその理由が提出されたものは、その理由が妥当であれば非公表とする。』と記述されております点につき、下記の通り意見を具申致します。</p> <p>（1）競争評価に用いる情報の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス契約者数等の情報は、公表するかしないかも含めて、各社の事業戦略</li> </ul>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目（案）を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた情報の取扱いとして判断されるべきものです。</p>

	<p>に関わる重要な経営情報であり、個別企業の情報がそのまま公表されることは事業展開に大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、「競争評価に用いる情報は、原則として、公表する」のではなく、「その政策目的に照らして必要な情報についてのみ、公表する」ことを前提とすべきと考えます。</li> <li>また、公表が必要とされた情報についても、その公表については事業者への事前照会を行い、必要に応じて総数の公表に留める等、保護すべき情報の取り扱いには十分配慮して戴きたいと存じます。</li> <li>以上により、今年度の実施細目においても、<u>昨年度の実施細目と同様に「保護すべき情報の取扱いには注意し、具体的なデータ等の公表に当たっては、必要に応じて加工や集計の処理を施すとともに、できる限り、当該情報を提出した事業者に対して、その公表方法については公表前に照会を行う」として戴きたいと存じます。</u></li> </ul> <p>(2) 報告規則に基づき提出した情報の公表について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業報告規則は、本規則第9条に規定されておりますとおり、「総務大臣によって集計され、公表することが適当なものについては定期的に公表されるもの」であり、「各企業個別の情報が原則として全て公表されるものではない」と理解しております。</li> </ul> <p>従いまして、報告規則に基づき提出した情報についても、(1)と同様に、<u>昨年度の実施細目と同様の扱いとして戴きたいと存じます。</u></p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>また、定義が明確化できていない点は今後さらに改善したいと考えます。</p> <p>今回、実施細目(案)等に対する意見提出を受け、報告規則に基づき提出される情報と平成16年度実施細目に基づく収集情報を分けることにしました。平成16年度実施細目に基づく収集情報については、個別企業の情報を同意なく公表することはしません。一方、報告規則に基づき提出される情報の中には、例えば、NTTの開放設備を利用して提供されているADSLの契約回線数などの、公表がなければ政策の是非に関する社会的議論の支障をきたすような情報もあり、このようなものは事業者の同意がなくても公表することがあります。報告規則の情報公表については個別に対処を決めるべきものであって、一律に判断できるものではないと考えます。</p>
73	<p><u>対象市場と事業者による情報の公開/非公開について</u></p> <p>1) 上記(総務省注：実施細目P2に対する日本電気株式会社の意見参照)の対象市場は、既存の成熟化あるいは固定化(画一化)された競争市場とは違い、垂直・分業型のビジネスモデルとして従来の領域を超えたビジネス展開によりレバレッジや隣接市場との関係のなかで急速に、且つ、大きな変化を伴いながら発展・拡大する競争市場であり、そこにおけるリアルタイムの動的な事業展開の一環として、事業者はサービス契約者数等の情報の公開/非公開の在り方を、経営判断の核心に属する事柄として、それぞれ独自に決めております。</p> <p>2) このような情報の公開/非公開の在り方の代表例に事業者による報道発表(広報)がありますが、これは、ご案内のとおり企業活動・事業戦略に直結したも</p>	<p>基本方針で示したとおり、競争評価の透明性や客観性を確保するため、競争評価のために収集したデータは、公表を原則とします。ただし、競争評価のために提出していただいた個別企業の情報を提出者の同意なしにそのまま公表することはしません。その旨は、平成16年度実施細目(案)を見直し、明記することになりました。</p> <p>なお、本競争評価のために情報収集するわけではない報告規則に基づく情報については、その情報の公表の是非は報告規則によって集められた</p>

のとして高度な経営判断によって行われています。特に、電気通信事業者においては、電気通信事業の特質である『ネットワークの外部性』が、色々な形で競争市場の変化に影響を及ぼすことから、即ち、当該情報の公開が各事業者の事業戦略・事業経営に直接的に影響を与えることから、繰り返しになりますが、（一般企業にも増して）事業者個々の高度な経営判断によって行われています。

3) 故に、各事業者は各々の経営戦略と直結した形で個別に当該市場のベンチマークを行い、夫々による競争市場の評価と創意工夫を以って、また新たな事業戦略を立案し事業展開・市場競争を行っています。このことは、当事者すべての方がご案内の通りと存じます。そこに市場原理に基づく自由闊達な本来的な市場競争があると理解しております。

#### 競争評価として収集した情報の公表について

- 1) 平成16年度の競争評価の対象となった、上述（総務省注：実施細目P2に対する日本電気株式会社の意見参照）の競争分析対象市場については、これから市場競争のなかで変化を伴いながら大きく発展・拡大して行くことが期待される市場、IT社会を担う重要な社会インフラ・産業、であることから、そこにおける事業者の事業活動/経営/市場競争戦略に直結する当該情報の収集と公表については、上述で申し述べた理由から、最大限の顧慮を戴き、平成16年度は平成15年度以上の極めて慎重なご判断とご対応をお願い申し上げます。
- 2) 特に、特定事業者の特定領域の当該情報の公表を、その情報公開/非公開の在り方に係る事実および理由自体の公表も含めて、一律に行ってしまうことは、事業者が個々に展開している競争上の事業戦略に大きな影響を及ぼす可能性がありますので、繰り返しになりますが慎重を期して戴きたくお願い申し上げます。
- 3) とりわけ、事業者個々の非公開情報等の取扱いについては、集計・加工を施すことをあくまで原則として戴き、当該非公開情報等をそのまま公表しようとする例外的場合であっても必要最低限に留めると共に、当該非公開情報等の公表方法を含めて事業者に予め確認を入れて戴くことを、是非とも宜しくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、市場はIP電話、データ(インターネット)、映像、携帯電話、更に、デジタルアプライアンスが連動し、IP統合型のサービス、垂直・分業型のビジネスモデルとして発展・拡大することが期待されております。繰り返しに

情報の取扱いとして判断されるべきものです。

また、定義が明確化できていない点は今後さらに改善したいと考えます。

今回、実施細目(案)等に対する意見提出を受け、報告規則に基づき提出される情報と平成16年度実施細目に基づく収集情報を分けることにしました。平成16年度実施細目に基づく収集情報については、個別企業の情報を同意なく公表することはしません。一方、報告規則に基づき提出される情報の中には、例えば、NTTの開放設備を利用して提供されているADSLの契約回線数などの、公表がなければ政策の是非に関する社会的議論の支障をきたすような情報もあり、このようなものは事業者の同意がなくても公表することがあります。報告規則の情報公表については個別に対処を決めるべきものであって、一律に判断できるものではないと考えます。

	<p>なりますが、これに関わる事業者の（情報の公開／非公開の在り方を含む）競争上の事業戦略対応はそれぞれ独自に決められ一律では無いことから、当該の非公開情報等の公表の在り方については、上述のご配慮を戴く等、公正競争を推進する政策展開のお願いを申し上げます。</p> <p>なお、報告規則に基づく提出情報を競争評価の中で公表してしまうことについては、以上申し上げてきましたことその他、同報告規則の趣旨および同報告規則第9条の定め等に鑑みれば想定外ではないか、という懸念を覚えますので、申し添えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	
--	---	--

**【別表1 携帯電話・PHS】**

74	<p>携帯電話・PHS 別基地局数</p> <p>収集の目的と提出を求める情報の相関が不明瞭であるため、目的と使用方法の考え方を明らかにしていただきたい。【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基地局数に関する情報により、サービス供給に係る設備ベースの能力をある程度把握することが可能であると考えます。また、使用方法については、事業者間の基地局数の比較や地域別の基地局数の比較等に用いる予定です。各基地局の能力が必ずしも同等でないことは承知していますが、一方でその能力についての情報収集等は競争評価としては過度と考えており、このデータをもって何がどこまで可能かをまず検討することにとりたいと考えています。</p>
74	<p>機種別の携帯電話・PHS 端末価格 各年度のメーカーからの平均端末買取価格及び販売店への平均端末卸売価格</p> <p>機種別の端末価格、特にメーカーからの端末買取価格については、事業展開、経営状況に大きな影響を与えるものであるが故に、重要な企業秘密であり、秘密保持契約を締結しているところである。よって、収集及び公表とも、秘密保持契約との関係及び各事業者を同条件とするため、省令等による義務化が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>御意見も踏まえて、原案のを修正します。</p>
74	<p>電波の質を考慮して割当周波数毎の調査を行うべきである</p> <p>【実施細目 別添2】供給者(事業者)側から収集する情報とその公表の取扱い 別表1 携帯電話・PHS の収集情報(実施細目74ページ~)に無線周波数有効利用の</p>	<p>割当周波数毎の実質使用周波数等の情報は、移動体通信領域の競争状況の分析、評価のため収集、分析する情報としては過度と考えます。</p>

	<p>観点で割当周波数毎の実質使用周波数・基地局数・提供エリア・端末稼働台数・端末販売台数等を追加すべきものと考えます。</p> <p>携帯電話サービスに現在利用できる周波数は、800MHz、1.5GHz、2GHz帯の3つのバンドがありますが、800MHzと2GHzを奥村・秦モデルで比較した場合、アンテナ高を30mとすると電波の到達距離は2倍の差になります。これは言い換えれば、理論的には、800MHz帯と2GHz帯の場合、基地局数は4倍必要であることとなります。また、都心の場合、2GHz帯の方が電波の直進性が高いためビル影等に対する補完局を多く要する筈です。</p> <p>本評価において各周波数帯別に既存事業者の状況を分析することにより競争状況に電波の質が与えている影響等が明らかとなり、今後の周波数割当の政策決定の参考となるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】</p>	
75	<p>電気通信収入の月次収入 (サービス開始時点～H16.9末) 電気通信事業収入の合計の月次収入のほか、音声 伝送役務及びデータ伝送役務の月次収入を再掲</p> <p>サービス開始時点から、会計基準に整合性をもたせた形で月次で収入を提供することは困難であることから、収集期間については一定の範囲内にとどめるとともに、月次ではなく半期にする等、企業の決算開示の実態に合致するような形とする検討をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	御意見も踏まえて、原案を修正します。
<b>【別表3 公衆無線LANアクセスサービス】</b>		
78	<p>&lt;原文&gt; P78 『契約数(H16.3末、H16.9末) (略) <u>全国計、自社の契約者と卸電気通信役務の提供先の契約者を区別した契約数</u>』</p> <p>&lt;修正案&gt; 『契約数(H16.3末、H16.9末) (略) <u>全国計、自社の契約数</u>』</p>	修正案については、御意見のとおりとします。

		<p>&lt;理由&gt;  卸電気通信役務については、卸先の事業者へ提供している契約数については把握可能ですが、卸電気通信役務提供先事業者の契約者数までは把握不可能です。卸先事業者の契約数は当該事業者のみが把握可能と考えられます。</p> <p>なお、無線 LAN サービスは、基地局を自ら設置している事業者においても無料提供、他サービスのオプション提供、プリペードカード等の都度利用提供等、無線 LAN サービスのビジネスモデルは多様です。無線基地局設置事業者から卸提供を受けた ISP がオプションとして無線 LAN を提供するケースも多く、ISP と都度契約するユーザも多いと思われます。</p> <p>このように無線 LAN サービス市場拡大に向け、様々な事業者が多様なビジネスモデルを模索している状況で、各モデル間で尺度を合わせないままデータを公表することは、利用者に無用の混乱を引き起こす可能性があるため、データの公表は控えるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	
78		<p>0AB～J番号について  自社が指定された番号と一般番号ポータビリティによる番号利用がありますので、この区分を明確にした上での集計が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【フュージョン・コミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>御指摘を踏まえて、情報収集の照会の際に集計方法を明確にします。</p>
78		<p>都道府県別基地局数</p> <p>収集の目的と提出を求める情報の相関が不明瞭であるため、目的と使用方法の考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>基地局数に関する情報により、サービス供給に係る設備ベースの能力をある程度把握することが可能であると考えます。また、使用方法については、事業者間の基地局数の比較や地域別の基地局数の比較等に用いる予定です。各基地局の能力が必ずしも同等でないことは承知していますが、一方でその能力についての情報収集等は競争評価としては過度と考えており、このデータをもって何がどこまで可能かをまず検討することにしたと考えています。</p>
<b>【別表4 IP電話サービス】</b>			
78		<p>&lt;原文&gt;  P78 『IP電話のために最終利用者に付与している電気通信番号の数（H15.3末、H15.6末、H15.9末、H15.12末、H16.3末、H16.9末）』</p>	<p>御意見のとおり、原案を修正します。</p>

	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>なお、卸電気通信役務により他の電気通信番号に付与している電気通信番号については、その相手事業者別に区分』</p> <p>&lt;修正案&gt;</p> <p>『 IP 電話のために最終利用者に付与している電気通信番号の数 (H15.3 末、H15.6 末、H15.9 末、H15.12 末、H16.3 末、H16.9 末)</p> <p>(略)</p> <p>(略)』</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>卸先事業者の電話番号の数については、卸先事業者を確認していただくことになります。</p> <p>仮に卸元事業者が報告する場合、相手方事業者の了解を得る必要があり、相手事業者の数も多数存在することから、実行上不可能です。</p> <p>【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】</p>	
--	---	--

**【別表 7 光ファイバケーブルの敷設状況】**

8 1	<p>NTT東西から詳細な光ファイバ情報を収集すべき</p> <p>【実施細目 別添 2】供給者（事業者）側から収集する情報とその公表の取扱い（実施細目 6 9 ページ～）別表の収集情報に、指定電気通信設備に関する情報を追加すべきであると考えます。</p> <p>我が国のブロードバンドインターネット接続が世界的にみても顕著な進展を遂げていることは、指定電気通信設備の開放が、新規参入を促し、事業者間の有効競争の促進に寄与した結果であることは言うまでもありません。従って、この制度が有効競争のために十分機能しているかどうかを継続的に観察する必要があります。そのために、提出が求められている光ファイバケーブルの敷設状況に加えて（実施細目 8 1 ページ 別表 7）次の情報を競争評価の収集情報に含めるべきであると考えます。</p> <p>NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの保有数量と使用数量（現用数量と予備数量の内訳を含む）</p>	<p>平成 1 6 年度に予定している分析内容において必要とするデータではありません。</p>
-----	---	---



	<p>NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの申込から納入までの期間 NTT東西が有する中継系及び加入系光ファイバの事業者間取引数量とNTT東西の指定設備利用部門の使用数量</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクBB株式会社】</p>
--	--

【別添3】 携帯電話 / PHS についての離散選択モデル分析

頁	段落	意見の概要	総務省の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社は、実施細目(案)において、市場画定の際に供給側の要因が過度に割り引いて考えられていることを懸念しています。実施細目(案)では、主に需要側の分析を通して市場画定がなされた後に、それらの各市場の競争状況を評価する為に供給側の要因を使用するものと理解できます。</li> <li>・競争評価においては、一般的に供給と需要の両方の要因を市場画定のために使用しています。その理由は次の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 需要側を注視し過ぎると、隣接市場や新しいテクノロジーの影響などの潜在的競争を考慮し損ねます。</li> <li>○ 通信産業の設備の耐用年数は比較的長い一方で、需要の傾向はその間に大きく変化します。また、ユーザーアンケートでは、通信市場での長期的な競争状況に関する十分な情報を得ることはできません。</li> <li>○ 事業者は将来的な需要に備え十分なキャパシティを備えておく必要があり、通信のネットワークはかなりの事前投資を必要とします。事業者はこれらの未使用のキャパシティを早期に利用しようと積極的に競争を促進します。こうした大きな固定費用及び埋没費用は、下流市場での競争に関する意思決定にも影響を及ぼします。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	<p>市場画定に当たって需要代替性のみならず、供給代替性が重要であることは認識しており、基本方針案にも明確に記述しています。平成15年度のインターネット接続回線サービスの市場画定にあたっては、供給の代替性は重要な役割を果たしています。</p>

**1 モデル分析の市場画定への応用**

83	(3)	<p>&lt;原文&gt; P83・1(3)『分析では、携帯電話については2G/3Gの違いに注目して2G/3G間の需要の代替性を数量的に表すことや、機能(動画の撮影等)に対する支払意志額を推定して消費者選好を明らかにすることを試みる。事業者を乗り換える際の障壁の大小も需要代替性の分析からある程度明らかになるので、市場画定だけでなく市場の競争状況を把握する際にも一助となる。』</p>	<p>本分析は、文章にあるように「試み」であり、したがって実施細目にあらかじめその内容を詳しく明らかにするようなものではありません。もちろん、平成16年度の分析を通じて方法論としての検証を進めていく所存です。</p>
----	-----	--	--

「分析では、～事業者を乗り換える際の障壁の大小も需要代替性の分析からある程度明らかになる」とあるが、新しい取り組みであると思われるためその具体的な方法論について本「実施細目」にて予め明らかにしていただきたい。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】

## 2 「離散選択モデル」の採用

離散選択モデルは、構造計量経済学において、3G サービスと 2G サービスのような商品の間の相違の度合いを測定するために使用されます。しかしながら、以下の理由により、大きなスケールの市場画定に使用するには、離散選択モデルは不適切であり不十分なツールであると考えます。

- ・離散選択モデルは主に、需要側の効果に着目するものとなっています。市場画定に離散選択モデルだけを使用すると、重要な供給側の要因を考慮しない歪んだ市場画定となってしまいます。
- ・実施細目(案)における計量経済学手法は、2.5 項で説明したような「二面的」あるいは「クラスター」市場の存在を認識しないと考えられます。バンドル化されたサービスの購入あるいは供給において十分に浸透した範囲の経済が存在する場合は、「二面的」あるいは「クラスター」市場を定義することが適切です。結果的には、関連するサービスの供給の単位はバンドル化されたサービスであり、その中の個々のサービスではないということになります。
- ・マクファデン疑似決定係数などの純粋に統計的な手法に頼った場合、より目的にかなったアプローチよりも、有効な市場画定を導き出すことはできないものと考えます。離散選択モデルのアプローチでは、多くの個々の移動体通信の商品の間の交差弾力性をテストすることが必要となります。より目的に適したアプローチを採用すれば、分析における不要な重複を回避することができます。なぜならば、幅広い市場が関連する行動を鮮明にするのであれば、個々の商品の狭い市場ではなく、複数の商品の幅広い市場から分析を始めるべきだからです（注1）。
- ・離散選択モデルというアプローチは、SSNIP のアプローチよりも多くのデータを必要とするものと考えます。なぜならば、離散選択モデルは各移動体通信の商品間の交差弾力性に関するデータを必要とするからです。
- ・弊社は、通信市場特有の特徴に留意しながら、SSNIP のアプローチを採用する必要があるということに同意します。海外の事例では、SSNIP のアプローチが事業者間の競争的行動の範囲を定義する最も効果的な方法であることが示されています。

市場画定に離散選択モデルだけを使用しているというのは誤解です。平成15年度の競争評価においても同モデルは一助であり、供給側要因も考慮しています。クラスター市場については、特に、IP化が進展する市場構造にあって市場間の関係が競争状況の分析に重要になるとの認識は、その専門的用語こそ用いていませんが、同様の問題意識に立つものです。そうであればこそ周辺市場の客観的分析が必要になるのであり、客観的分析のための情報提供等の協力をお願いします。

しかし、このことは、離散選択モデルの適用と矛盾するものではありません。離散選択モデルから明らかになるのは、消費者の選択行動に顕れる商品・サービス間の代替関係であって、その行動は取り巻く様々な諸条件を総合した結果として消費者が決定しているものだからです。他市場の商品・サービスの取引と密接に関係する可能性があるからといって手法の有用性が失われるものではありません。

市場画定は、小さな市場を起点に徐々にスケールを拡大していく作業であり、「大きなスケールの市場画定に離散選択モデルを使用することは不適切」という批判も当たりません。欧米の学会でも、離散選択モデルは市場画定や合併規制に利用され始めています。

		<p>・市場画定は十分に議論がなされた上で行われるべきです。規制当局は、どの市場画定が市場の問題の分析に最も有用であるかを尋ねる前に、まずは市場で想定される問題を特定することから始めなければなりません。</p> <p>(注1) まず、目的に適したアプローチを採用することが先決です。ある商品については、問題となっている行為によって分析に適切となる市場が異なる可能性があります。</p> <p style="text-align: right;">【ボーダフォン株式会社】</p>	
--	--	---	--

#### 4 競争状況分析への応用

89	(3)	<p>&lt;原文&gt; P89・4(3)『垂直的なサービスの結合や一体取引が増えることで、サービスの供給者側の動向だけでは市場の競争状況を正確、迅速に把握することが難しくなっている。市場を形成する他方のサービスの需要者側の動向を、サービス選好に関する情報から把握して政策立案に役立てていくことは、重要な課題である。』</p> <p>「市場を形成する他方のサービスの需要者側の動向を、サービス選好に関する情報から把握して政策立案に役立てていくことは、重要な課題である」との前提に立つとしても、まず、「基本方針(案)」に示された供給者側の動向としての競争事業者の「能力」と「意欲」をどのように分析していくかを明確にした上で、新たに取り組むサービス需要者側の動向をどのように分析・評価に組み込むかを検討すべきである。そして、客観性、透明性を高める観点から、市場画定、分析・評価のプロセスはあくまで予め明らかにされた「基本方針」及び「実施細目」に従って行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	<p>「客観性、透明性を高める観点から、市場画定、分析、評価のプロセス」を「予め明らかにされた「基本方針」及び「実施細目」に従って行うべき」という御意見に基本的に賛同します。そのようなものとして競争評価の手法を方針や細目として確立していくために分析手法の一般化や定型化をできるだけ進められるよう取り組んでいきます。</p>
----	-----	---	---